

平成20年度第4回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成20年9月21日(日) 9:00~12:29
会場	浜松商工会議所 マイカホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二会長代行、高柳弘泰委員、山本和夫委員、 中山正邦委員、原陽三郎委員、岡崎英雄委員、井出あゆみ委員
欠席者	有高芳章委員、秋山雅弘委員
傍聴者	148名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、 NHK、静岡朝日テレビ、静岡放送、テレビ静岡、浜松ケーブルテレビ
浜松市	飯田副市長、山崎副市長、花嶋副市長、清田企画部長、鈴木財務部長、 織田村都市計画部長、徳増健康医療部長、水谷商工部長
事務局	小楠事務局長、長田次長、佐用、朝月、渥美、内山、鈴木、坂下

会議の概要

1. 平成20年度第4回の審議会で、鈴木会長が議長となり会議を進行した。
2. (財)浜松市医療公社、浜松都市開発(株)(財)静岡県西部地域地場産業振興センター、(財)浜松地域テクノポリス推進機構、(財)浜松市建設公社、(財)浜松まちづくり公社及び浜松市土地開発公社について、市の説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
 - (1) (財)浜松市医療公社について
 - (2) 浜松都市開発(株)について
 - (3) (財)静岡県西部地域地場産業振興センター、(財)浜松地域テクノポリス推進機構について
 - (4) (財)浜松市建設公社、(財)浜松まちづくり公社、浜松市土地開発公社について
4. 閉会

会議の経過

1 開 会

事務局長

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成20年度第4回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。それでは座って進めさせていただきます。

本日は秋山委員、有高委員が所用によりご欠席のため、委員8名により開催をいたします。本日は浜松市の外郭団体22団体のうち財団法人浜松市医療公社、浜松都市開発株式会社など7団体について審議いたします。このため本日はそれぞれの外郭団体を所管する飯田副市長、山崎副市長、花嶋副市長の3副市長さんにご出席をいただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。なお今回審議の対象とならなかった団体につきましては、次回に審議する予定でございます。

改めて私から外郭団体の定義を簡単に申し上げますと、外郭団体とは市の組織の外にあって、市の業務の代行や市の事業に関連する業務を行う団体を称しております。市が外郭団体に対しまして、基本財産や補助金などを支出したり、損失補償をしたり、職員を派遣するなどの支援を行っております。こうしたことから各団体に対する市の関与の度合いにはそれぞれ差はありますが、各団体の経営状況いかんによっては市の財政に大きな影響を及ぼす懸念もございます。このため第1次行革審では団体全てについて、経営健全化に向けて答申を行いました。第2次行革審でも医療公社など一部の団体について、昨年12月の「平成20年度予算に向けた緊急提言」や、また本年3月の中間答申を行ったところですが、その後の状況の変化もふまえて、答申の対応状況や、現在の課題などについて、また進捗状況について改めて審議をするものです。

それでは早速議事に移りたいと存じます。これより議事の進行は鈴木会長が議長となり、会の運営を行っていただきます。鈴木会長よろしくお願ひします。

2 会長挨拶

鈴木会長

皆さんおはようございます。それでは今司会から話がありましたように、20年度の第4回審議会を進めたいと思います。

3 議 事

(1) (財)浜松市医療公社について

鈴木会長

まず(財)浜松市医療公社(医療公社)からスタートしますが、医療公社については、第2次行革審の中間答申で、地方独立行政法人(地独法)に転換する方向で市当局も準備を進めていただいているわけですが、私どもも先般勉強会を開きまして、いろいろ話を伺いました。その進捗状況と基本的な考え方、特に基本的な考え方が重要な問題になりますから、その辺を今日は市に説明していた

だいて、その上で各委員から質疑をさせていただくというで行います。まず市当局のご説明をお願いします。

徳増健康医療部長

健康医療を担当しております徳増です。よろしくお願いいたします。

今お話しがありましたように、3月に中間答申をいただいた後、6月には医療公社の地独法化を決定しまして現在その準備を進めています。本日の医療公社の説明は、一つ目に浜松医療センターの地独法化に向けての考え方と準備の状況です。それから二つ目に旧国立病院からの職員数の状況。これは地独法化の準備において、職員のことについて触れてまいりますが、浜松市リハビリテーション病院(リハビリ病院。20年3月末まで医療公社が指定管理)を運営するに際して旧国立病院から職員を受け入れていますので、関連して説明いたします。三つ目としまして、医療公社の19年度末の現在の財政状況について説明いたします。

まず地独法の運営と進め方です。地独法は市病院事業の自律的・効率的な運営を確保してまいります。具体的には地独法に関する法律にPDCAサイクルの義務付けがあります。法人は市が示す中期目標を受け、中期計画を策定して運営し、毎年度事業報告書を作成します。また評価委員会を設置しますので、これによる評価がされ、問題がある場合には改善勧告が行われます。これらの情報、手続きにつきましては、目標・計画を公表し、透明性を向上させてまいります。

次に、これらのスケジュールについて申し上げます。まず、20年度におきましては法人の枠組みを作っております。その中核となるのが新法人設立準備検討会議(検討会議)で、既にメンバーもご了承いただき、来月より始動いたします。この会議は地独法のいわば発起人の役割をなすもので、今年度は21年1月に定款の制定の作業、人事処遇の制度設計、土地建物などの財産評価といったところが主な検討項目です。次に翌年21年度の予定です。21年度は新法人が自立していくための目標、計画作り、そして認可を受ける年にあたります。そのために評価委員会を立ち上げます。次に9月に記載してございますが、中期目標を市が考え、今申し上げました評価委員会の意見を聞いて定めていきます。これを9月下旬に据えています。さらに平行して、中期計画を検討会議のもとで作成いたします。この他付随する業務を含めまして12月までに終え、22年1月の申請、3月末までの認可、22年4月のスタートを予定しています。以上申し上げましたこれらの作業につきましては、検討会議を軸に進んでまいりますので、次にこの検討会議について説明いたします。

検討会議の趣旨ですが、地独法の設立準備に係る諸課題を協議するものです。メンバーは15人で構成してまいります。メンバーのうち専門委員9人の方々には、新法人の理事に就任していただくことを予定しています。また、二番目の所掌事務ですが、前の説明と重なりますが、一つ目に法人の定款・業務方法書に関する事。以下、法人の人事・給与その他の勤務条件に関する制度に関する事、法人へ承継する財産に関する事、中期計画・年度計画に関する事、などです。

次に新法人の組織について説明いたします。表の図の左側が、法人の経営に携わる理事長をトップとした理事会。一方、右側が中期計画に基づいて病院のマネジメントを行う、院長をトップとする浜松医療センターのスタッフ。それぞれの責任領域を明確にしまして、両輪となって医療センターの経営あるいは運営に携わってまいります。

次に新法人が求める職員について申し上げます。病院事業は人が財産であり、人で成り立っている事業だと考えておりますが、新法人は経営基盤を確立し、質の高い医療の提供を目指します。こ

のことには、何よりもそのベースとなり目的を達成するために、職員の意識改革が欠かせないと考えます。四つ掲げました。一つ目は医療公社から独立法人への名称の変更だけではなく、意識改革ができる職員。そして二つ目ですが、今年度新法人の定款を作成していきますが、その過程で示される新法人の理念を理解する職員。さらに効率性と医療の質を追求しようとする職員。そして今も進めています。患者第一主義の視点で医療サービスが提供できる職員。こういった職員を求めてまいります。

次に新法人の給与制度ですが、ただいま申し上げました、求める職員像を基に四点掲げています。年功序列制度からの脱却、モチベーションを高める工夫。職責に応じた手当の支給、病院の業績に応じた支給、これらを柱に業績評価や経営状況を反映した給与制度を確立します。

次に職員に関わることに通じてまいります。地独法に変わることによる職員採用の手順についてです。今年度内に職員への説明会を開きます。そこでの説明の内容として三つ書いてございます。新しい法人の理念、新しい給与制度、新しい就業規則です。この後、個別の説明を行いまして、ここでは新しい給与体系の説明が主になりますが、業務の定員の範囲内で採用していきます。

次に市と新法人の関係について説明いたします。現在の病院の土地・建物・医療器具は新法人に承継されます。今も行っております周産期医療など政策的な医療に対しては、分かりやすい客観的な基準のもとに市が負担していきます。施設整備や医療機器購入、またこれまでの借入の返済については新たなルールづくりのもとに自立した関係を築きます。以上が新法人設立に関する準備の状況と考え方です。

次に冒頭で申し上げました旧国立病院からの職員数の状況について申し上げます。リハビリ病院は国立病院から移譲の時に61人を引き受け、医療公社から17人を加えまして11年12月に78人でスタートしました。その後の状況ですが、移譲時の61人が今年3月に指定管理を変更する直前では20人、直後の4月では9人となっております。表をご覧くださいと思います。リハビリ病院から医療センターへの異動状況、職場替えと言いますか配置転換の状況です。表の左から2つ目の列がリハビリ病院から医療センターへの異動職員で計50人です。内訳ですが国立病院からの職員が9人、医療公社で採用の職員が41人です。雇用の理由別では退職補充で10人、欠員補充で19人、その他で21人、その他の雇用理由については備考欄に記載のとおりです。

最後に医療公社の19年度末の財政状況です。資本金ですが基本財産は5億500万円に運用財産2,500万円を合わせまして合計5億3千万円。累積債務が5億1,800万円となっており、財政状況につきましては資本金から累積債務を差し引いた1,200万円です。今後、1,200万円以上の欠損金を発生させない取組みが急務となっております。以上で医療公社の説明を終了いたします。よろしく願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございました。それでは市のご説明が終わりましたので各委員の皆さんからどうぞ。

伊藤会長代行

最初に二点ほど質問ですが、新しい地独法がスタートすることについて、市が来年9月に中期目標を示すということですが、これは現在分かるところでどんな中身になるのか、と言いますのは、特に業務の実績に対して評価が可能となるような例えば具体的な数値目標等々が盛り込まれるかどうか

が一点。二点目に、行革審から意思決定の一本化をできるだけ早くしたらどうですかという答申をさせていただいたと思いますが、この計画ですと地独法の理事候補者を含む検討会議と、現医療公社の理事会が併存する形になっております。これをどう考えるのか。特にご説明の中に例えば職員採用がありましたよね。職員採用はどちらがやるのか。新体制ではやらないのか。説明会を早めにやるということになりますと、現理事会がやるということですよ。でも中身の検討は新しい地独法の検討会議がやっているはずなんです。これで本当にシームレスにいけるのか。たぶん両方兼務されている方も一部いらっしゃると思うんですけど、意思決定そのものは現医療公社の理事会がする。採用は基本的に新しい地独法が採用するんでしょうから、新体制が採用するはずですよ。この辺、説明会とかなにか本当に大丈夫かなという感じがします。できるだけ私は行革審が当初答申で申し上げたように、意思決定が一本化される形にしたほうが良いのではないかと考えております。その点が二点目です。以上です。

徳増健康医療部長

一点目の中期目標の設定の仕方ですが、目標の設定については理念が最初に来るとは思いますが、それについても評価委員会の意見聴取をしなければなりません。評価委員会でどういった評価をするかといえば、今、伊藤委員がおっしゃられた中で数値というお話がありましたが、そこで評価は当然なされると思います。したがって、中期目標を掲げる際にも、あるいは中期計画を策定する際にも、数値目標は当然触れざるを得ないだろうし、またそのように設定すべきだろうと思います。

それから二点目の新体制の関係ですが、地独法の検討会議で、先ほど申し上げました専門委員の方々には新しい地独法の理事会のメンバーになっていただきたいと考えております。主に採用といたしますが職員の問題についても、検討会議の中でどう処遇をするのか、あるいはどういう体系にするのかを決定していきたいと考えます。それがおのずと新体制の考え方になっていくだろうと考えます。

伊藤会長代行

ところが(採用の)説明は現の理事会がするわけですよ。採用の説明会についての説明がありましたけど、この手順は地独法が始まって新体制になってからスタートするわけではないですよ。準備委員会が説明会をやるわけでもなんでもありませんよ。そのところの一本化をやはりできるだけ早めにしたほうがいいのではないかと考えておりますがどうでしょうか。

医療公社鈴木常務理事

医療公社事務局の鈴木です。よろしくお願いたします。職員説明会あるいは個別説明会ですけれども、9月18日に市議会の委員会に検討会議の委員構成が報告されましたので、私ども医療公社としまして(検討会議のメンバーに現医療公社の)理事に入ってくださいよう至急調整に入る予定であります。この検討会議のメンバーと医療公社の役員が同体の中で職員説明会、個別説明会を当局と一緒に、同じ説明をしていく予定であります。

伊藤会長代行

私が申し上げたのは手順ではなくて、基本的な意思決定をして、新しい職員の体制、理念、目標

も含めて考えるのは検討会議で、検討会議には地独法の理事になられる方もいらっしゃる。そちらで決めていきますねということ。それで現医療公社の理事会の方々と本当に意見が一致して同じ方向だったらいいけど、現医療公社の理事会の方々の考え方と、新しい地独法の検討会議の委員とすれば違いが起きたりしませんかということですよ。実際には二本立てになって走ることになりませんか。ある日、経営そのものは突然パッと変わるわけですよ。それで実際に人も身分も変わられるんですけど、同じ組織がそのままパッと変わる。そういう意味で、要するにシームレスにするためには、できるだけ早いほうがいいのではないかとことです。いまの説明は検討会議の方々が考えることを現医療公社の理事の方々が説明するというわけですよ。

鈴木会長

もう少し具体的に言うと、日程の資料(P.3)で、検討会議があって、これが発起人で地独法になった場合には理事をやっていただくというお話でした。そうすると今の伊藤委員の質問は、地独法が誕生して実際に新法人がスタートするまでの期間が1年半ぐらいあるけど、この間は現在の医療公社の理事が新しい地独法の理事会に代わって説明するということでしょう。今、色々と説明されたような新しい理念でスタートしますと言っても、今の13人の理事がそのままなら、頭を切り替えなさいと言ってもなかなか無理なんです。それなら発起人に現医療公社の理事になってもらうという話で、今の医療公社の理事は13名。検討会議のメンバーから地独法の理事になってもらう方が9名。9名の検討会議のメンバーが現医療公社の理事になってしまえばいいでしょ。そうすると、今の医療公社の13人の理事の中で何人が検討会議の9名の専門委員(理事候補者)の中へ入るんですか。これが問題になってくるんですよ。それともう一つは、現医療公社の理事会と検討会議が平行して、色々なことを現医療公社の理事と事務局が検討したのでは全く新しく生まれ変わるということに非常に懸念があるということを伊藤委員がおっしゃっています。その辺を明確にしてください。

飯田副市長

副市長の飯田です。医療公社の理事長を兼務しております。

今、伊藤委員の言われた意思決定の一本化はもっともなことだと受け止めております。現在の理事の任期は来年3月までとなっております。地独法の検討会議の専門委員9名のうち、4名が現在の医療公社の理事をしていただいております。意思決定の一本化はそのとおりですので、医療公社の評議委員会に諮って、理事の交代についてできるだけ早期に調整をしまいたいと思います。いずれにしても任期は来年3月でして、橋渡しになる地独法の検討会議の委員が今4名おりますので、そういった面での調整は可能とは思いますが、早期に意思決定の一本化を調整をしまいたいと思います。

鈴木会長

今度の地独法の理事会と、今までの医療公社の理事会は、全然違う内容になりますね。今度の地独法は病院の経営と運営を分離して、経営は理事長以下理事会、病院のマネジメントは病院長以下でやっていただく。今までは重複する人が多くて全部混ぜこぜだったんですね。今度は完全に分離する。そこが地独法が一番大きな違いです。

9名の中身を私は知りませんが、失礼な言い方だけど現医療公社の理事13名がまたそのまま入っ

てしまうと同じことになってしまう。それとも一つ色々と混乱しているのは、職員に説明すると言うがどこの職員に説明するんですかという話。もうあなたたちは現在の医療公社の職員に説明するという話になってしまっている。だから理念とやることが全く違ってくるんじゃないかということを伊藤委員は心配なさっている。しかも1年半近く重複しますからね。だから極端に言うと、来年3月まで任期があるって言うんだったら、そちらも新しい検討会議の委員にしてしまったら非常に良くなるということじゃないでしょうかね。その辺を明確にして欲しいということです。そうですね、伊藤委員。

伊藤会長代行

副市長さんのお話もお聞きして、是非その方向で進めていただければと思います。

鈴木会長

はい、どうぞ。

岡崎委員

私からは市と地独法の関係について質問させていただきたいと思います。

資料では病院の土地・建物・医療機器はそのまま引き継ぎますということになっています。それはいいんですけど、そうすると現在の医療公社の借入金詳しくは分かりませんが百何十億円かあると思います。土地・建物・医療機器を継承すると同時に、市と地独法はこの借入金をどう負担していくのか。これは地独法の運営の非常に大きな財政的問題だと思います。これから財産評価や定款その他を作っていく段階で細かくやるんでしょうけど、基本的にどうお考えになっているのか。細かな数字でなくて結構ですので、こういう負担で考えていますということ。借入金の総額と、「これまでの借入の返済は新たなルール作り」とありますから、この新たなルール作りとはどういうお考えなのかをお聞きしたい。

二点目は医療公社の財政状態です。19年末で資本金から累積債務を引いた額が1,200万円で、「今後1,200万円以上の欠損金を発生させない取組みが急務である」ことは全くそのとおりで、地独法に移るまでの2年間を1,200万円でなんとかしのぐんだという気持ちはよく分かりますが、果たしてそうするためにどういう対策をとっていらっしゃるのか。いや、頑張りますという話だけなのか。その辺もお聞かせいただきたい。

最後に、新規の職員採用の手続きをとられると、場合によっては条件その他でお辞めになる方もかなり出ると思います。説明では退職金に対する考え方が入っておりませんでした。私ども行革審では再三退職引当金が未計上ですよと指摘してきました。私どもの概算で約43億円あります。仮に新しい条件で新規採用というときに、どの程度の退職者が出るのか分かりませんが、その退職金の手当をどうなさるのか。市が負担するのか、新法人が負担するのか。その辺も今日のご説明には入っておりませんので、どういうお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

徳増健康医療部長

一点目の借入の関係ですが、現在147億円あり、この返済については今まで市と医療公社が2分の1ずつ負担していくというのがこれまでの考えでした。新たなルールづくりですが、これから新しく地独法をスタートさせるには、基本的にはできるだけ先代からの荷物は軽いほうがいいだろうとは思っ

ております。ただ、市の財政状況も今までご指摘いただいているとおり万全ではありませんので、これから検討会議の方々のお知恵を借りながら、新しいルール作りをしていきたいという状況です。ご理解いただければと思います。

二点目については、医療公社からお答えいたします。

医療公社鈴木常務理事

今年度の収支状況ですが、9月末で半期になりまして、上半期の収支状況を現在作業中ですので数字までは申し上げられなくて大変申し訳ないんですが、その中で、いわゆる病床稼働率等の向上について取り組んではおります。しかし第1四半期の状況を昨年比で類推しますと、病院運営では非常に厳しい数字が出るのではないかと現在思っております。ただ、私どもの内部努力もありますので、その上で、今月締めた段階でこの残り約1,200万円をオーバーする状況が発生することが見込まれれば、市に支援を仰ぎつつ努力していくということではなんとか債務超過に陥らないようにしていきたい。現状としてはこう考えております。

それから同時に退職金ですが、私ども医療公社は退職金の引き当てが本当に微々たるものでして、移行段階で退職金を支払うことになりまして資金を保有していませんので、43億円と言われておりますが、独法化の検討をされる中で併せて浜松市と協調して手当をしていけたらと考えております。現段階では、43億円について医療公社として保有する財産がありませんので、今後検討の中でどういう方法がいかをできるだけ市と協調して探していきたいと思っております。

鈴木会長

関連して質問ですけど、今、借入金147億円を市と医療公社で半分ずつ返済しておりますという説明でした。でも、医療公社が赤字の状況では実際には返済は不可能だから、形式は別として実質は市が全額返済している。医療公社が返済するという半分は、市が医療公社へ交付して、それで医療公社の名前で返済しているということ。もう半分は市が直接返済している。こういうルートになっているから、実質は市が全額を返済していると理解していいんですか。

徳増健康医療部長

結構です。

鈴木会長

だからその辺を明確にしないとね、聞いていると、なにか医療公社が半分は返しているように思われるけど、実際はそうではない。それをちゃんとしておかないと。

それから退職給与の要引当額が43億円あるけど引当はしていない。今、医療公社の職員全員がお辞めになるとすると43億円の退職金が必要です。だけど引当はしておりません。ということですね。

医療公社鈴木常務理事

今、5千万円しか用意はありません。

鈴木会長

だからほとんど引き当てていないということですから、医療公社を解散すると市の負担で43億円を支払わなければいけないことになります。

この前の審議会でも審議したように、毎年10億円か20億円近い赤字を埋めて、なおかつそれだけしか支払い能力がなくなった。こういう状況ですね。それ以外に帳簿にない負債で、医療公社を清算した場合にやらなければならないものとして、確か耐震工事費の引当をしていない分が40億円以上あったんじゃないですか。

徳増健康医療部長

49億円の耐震の工事費がございます。

鈴木会長

ということは、帳簿外に49億円と43億円の合計92億円が現在含み損としてありますということ。それに医療公社の資本金5億3,000万円のうち5億1,800万円は累積の赤字だから、基本財産も無くなってしまふということによろしいですか。そう理解していいわけですね。それと今後1,200万円以上の欠損金を発生させない取組みが急務であるということだけど、何か具体策はあるんですか。

医療公社鈴木常務理事

はい。一つは病床稼働率を上げることです。大体年間通して87%ぐらいの病床稼働率ですけども、こちらを1ポイント上げることに今取り組んでおります。1ポイント上げますと大体1億3,000万円の収入増になります。ですから、できれば2ポイントで収入増を2億台に乗せたいということに今夏以降取り組んでおりまして、若干成果が現れてきております。昨年比で2ポイントぐらい8月は病床稼働率が上がっておりますので、その面では収入増に結びつくと考えてはおりますが、ただ工事中ということもありますし、それに伴う費用発生等もあり、その辺の詳細分を今詰めている最中ですが、それを見込んで1,200万円以内に収めることは第1四半期の状況を見ますと厳しいのではないかと、今判断をしています。

鈴木会長

だから、今のあなたのお答えは天気予報的発言であって、何ポイント上げれば出てくる。けども別に問題があるから大変だ、結論として厳しいと。厳しいということは出ないということですから、私は明確にしておいたほうがいいと思うんですよ。格好いいこと言って、決算を締めたら結局3,000万円も赤字が出たということになった場合には何をしていたんだということになりますね。今あなたがおっしゃる天気予報のように、病床稼働率を上げれば出る可能性もあるけれど、他にマイナスもあるから出るか出ないか分からない。努力はいたします。こういうことでしょう。だからそういう天気予報的発言はダメですよ。何回も申し上げるんだけど、現実に即した意見交換をしないといけないと思います。それをお願いしておきます。

それから飯田副市長、私は先ほど理事が変わるという問題を申し上げた。少なくとも今度は経営をやるんですから、充て職の方はいいですよ。医師会の会長だとか、飯田副市長が理事長をやるというのは、それ以外の理事はやはり過半数は交代しなければ人心一新にはならないと私は強く要望し

ておきたいと思います。そういう期待に沿う構成にしてください。いいですね。

飯田副市長

今度の地独法の検討会議は経営という点でプロの方をお願いしたつもりです。先ほどの図のように、経営と病院のマネジメントをしっかりと分けていくという意味で、現在の理事とは随分変わってまいります。

鈴木会長

だからプロがやっていたんだけど、ダメだった場合は変わってもらわないと。同一人間ではダメですよと申し上げている。

飯田副市長

分かりました。

鈴木会長

いや、「分かった」のではなくて、そういう方針でやるとおっしゃってください。

飯田副市長

はい。そういう方針でやります。

鈴木会長

ぜひお願いいたします。他に。

井出委員

私も市の負担について質問させていただきます。市と新法人の関係(資料P.9)で、先ほどご説明もありましたが、地独法の設立時に出資できるのは市だけだと思いますが、その負担額はどこまでで、どれくらいを見込んでいらっしゃるでしょうか。具体的な内容と併せてお示しいただければと思います。

徳増健康医療部長

具体的な負担額ですが、先ほどのスケジュールのところで、新法人の検討会議でその財産評価をやっていきますとお話しをさせていただきました。土地・建物、それから退職金の問題、長期借入の関係、全てにわたって負の財産、あるいはプラスの財産を見ていきます。これらを全部今年度の作業の中で検討会議に出しながら確定させていきたいと思っています。それを待って、井出委員のおっしゃる具体的な数字が確定します。調査の途中途中では、このお金がいくらぐらいかということはお話できるとしています。以上です。よろしくお願いいたします。

井出委員

具体的な数字が確定して、それから方針がきちんと立てられるということによろしいですね。3月の行革審の中間答申では、新法人については過大投資による損益悪化を避けるため、施設整備や医

療機器更新など設備投資の実施の際のガイドラインを21年3月までに作ってくださいとお願いしております。ガイドラインの作成に多少の参考にしていただければということで私の意見を述べさせていただきますが、周産期医療など政策的な医療に対しては、客観的な基準のもとに市が負担すると資料にも書いてありますが、こういった政策医療に対して市が負担することは必要なことだと考えます。少子化ですし、子ども第一主義ですので、周産期医療は充実させていただきたいという思いは強く持っています。その前提がありますが、だからといって施設の改築ですとか、医療器具の購入に対して無制限に市が負担することはするべきではないと思います。これまで現在の医療センターもこうした設備投資に市が関与して失敗しているわけです。そうですね。その二の舞を避けるためにも、設備投資は基本的に地独法が自らの努力で、自己責任で行うべきであると考えます。地独法がきちんと立ち上がって健全な財政基盤でやっていけるために、市の負担が経費的にどこまで必要か、きちんとやれるための市の負担金額がどのぐらいかということをお初めにしっかり検討して、ガイドラインの中に明確にさせていただくことをお願いしたいと思います。以上です。

鈴木会長

はい。次に高柳委員。

高柳委員

資料(P. 8)にある採用の手順は良いんですけど、定員の範囲内で採用するよと言ってるわけですね。ということは移行するにあたって、医療公社の職員だった人は全部引き取りますか。そのまま行きたいということであれば、新しい定員をもうすぐ策定しなければならないですよね。その定員が、現在の医療公社の定員とどの程度、どう違うのか。移るって言ったら全員採用するのかどうか。その辺はどうなんですか。具体的にわかりますか。

徳増健康医療部長

それでは後半の具体的なところは医療公社から説明します。前半のところは定員のお話ですが、これから先ほどの定款ですとか色々なものを作ってまいります。それから目標も立てます。そういった目標計画を基にして業務を決めていく作業になるかと思えます。業務が決まりますと、そこにどれだけの人を投入してどれだけサービスを行えばいいのか。それから新しい独立法人は医療の分野でどういう役割を果たすのか。それらが決まってくれば、サービスの量あるいは質も決まってくると思えますので、その医療サービスを検討する中で人員が決まってくると考えます。そこで具体的なことについては医療公社、今度は地独法になりますが、地独法の事務局あるいはスタッフで、その数を今より多いのか、少ないのかを具体的に定めていくことになるかと思えます。

医療公社鈴木常務理事

定員という枠組みが決まってくると、現在、850人ほど医療公社の職員がおりますが、職種も多様に分かれております。したがって、この中で定員の枠内で整理される部分があります。それから勤務条件あるいは給与等が新規に定められますので、それに対してどうかということでも当然採用される人、あるいは採用されない人が出てきます。

ですから、この二面の中で、医療公社が職員に対して全員が地独法に行くと言明することはまだ

現状では中身が見えていませんのでできませんが、いずれにしても定員の範囲というのが一つの縛りになると思います。

高柳委員

そこで、例えば資料(P.10)に旧国立病院からの職員数の状況が載っていますが、結局、今度は独立してきちんとやりなさい、経営をきちんとしなさいということをお願いしているんだから、全部地独法で引き取ったら人が余ってしまう。余ってしまうから何か別の仕事を作ろうかでは今度はやっていけないわけですよ。その辺は甘い評価でなくて、厳しい姿勢で定員を決めて、その中でやりくりしていく形でやっていかないと。医療といえども産業のうちの一つですから、その辺は相当厳しくない具合が悪いと思います。なぜかと言えば、浜松はどちらかと言えば産業都市ですからあらゆる業種があるわけですが、医療といえどもそのうちの一端だということ。ですから、余剰であれば切るという選択も堂々とやっていただかないといけないと思います。単なる市の職員があっちこち動くのとは全く違うと思います。その辺も、市民の皆さんから見てなんでそんな余分なことをしているのかという批判を受けないような地独法で進んでもらいたいと思います。以上です。

鈴木会長

今、私は質問と答弁を聞いていて少し不思議だと思ったのは、飯田副市長が理事長で、徳増さんが健康医療部長で、鈴木さんが医療公社の常務理事。今度の地独法は市がやるんでしょう。医療公社じゃないでしょう。医療公社がやるんですか。

飯田副市長

医療公社は解散します。

鈴木会長

そうでしょう。そうすると、やはり医療公社が現状を説明するのはいいけれども、これからやることはやはり健康医療部長、いわゆる市当局が説明しないと一緒になってしまうんですよ。すでに医療公社から地独法に移管するという発想になってしまっているでしょう。そうではなしに、医療公社の現状説明は常務理事がしていただいてもいいけど、これからの地独法の定員を定めるとか、どうやっていくかは、本来、医療公社の失敗をしないように地独法ではこういう方針でやりますと全部市の当局が説明しないと。常務理事が現状説明はしてもいいけど、これから地独法をどうするかは市当局の説明でなければおかしいですよ。既に頭の中は一緒になってしまっている。言っていることとやることが違って来るんです。だから、一般の人でも聞いていらっやして、「また移管か」と。「これも看板変えるだけか」ととられてしまう。それをちゃんとしてください。中山委員どうぞ。

中山委員

今の説明で、理念については非常に良いなと思いますし、また医療というものは人が財産だということは十二分によく分かるわけですが、具体性がない。もちろん検討委員会でこれから評価するというところから、具体性はこれから出てくるとは思いますが、ぜひそういう面で情報公開をしっかりしていただきたいと思います。

先ほど退職金の話が出ましたが、43億円ということで、どちらにしても医療公社にはお金がないわけですから、市民の税金で払っていくことは間違いないと思います。最初に定員の範囲内で採用と先ほども言われておりましたので、ぜひ仕事と人がしっかり結びつくような格好でやっていただきたい。そして足りない分は補充しなければいけないでしょうし、余剰ならそこで退職していただくということで、退職金の問題についてもその他の外郭団体等でも色々ありますから、地独法に切り替える時にしっかりと見本を見せていただきたいと思う点が一つ。

それから病院の業績に応じた給与の支給等々色々書いてありますが、まだこれも具体的には出ていないですが、例えば今すぐできるかは分かりませんが、市は18年4月に4.8%給与を引き下げたわけですね。それで医療公社は引き下げなかった。こういう問題をそのまま引きずってきていると思うんですが、こういう問題をどう考えるのか。また、経営状況についても、職員給与費対医業収益比率という指標があります。第1次行革審の時にも話しましたが、浜松の医療公社は職員の給与が高いのか職員が多いのかは分かりませんが、55.4%です。黒字になっている500床以上の公立の病院は平均48.7%で、浜松の医療公社のほうが6.7%高い。もうこのことはご存知だと思います。そうしますと6.7%を具体的にどう改善していくのか。6.7%改善すれば8.8億円ほど改善できて黒字化していきたくらうと思います。

医療公社が地独法へ移るまでの間にも、こうしたことを具体的に一つひとつ積み上げていって地独法に切り替えていく。今後も色々な外郭団体を整理するという問題がありますから、その模範となるような形でやっていただきたい。それについては、医療公社が地独法に切り替わることに準ずるといいうやり方もできると思います。ぜひ模範的な指針を検討委員会でしっかり出していただいて、検討委員会はそれが出てきた都度発表していけば、検討委員会が何をしているかがよく分かるわけですから、ぜひ市民に見える形で検討委員会が主体となって地独法の準備を進めていただきたいと願います。

鈴木会長

他の委員の皆さん、よろしいですか。では医療公社につきましてはこれで討議を終わりたいと思いますが、あくまでも、私は何遍もくどく申し上げるけど、名前を変えるだけではダメです。それから行革審がモノを言うと費用対効果ばかり言って利益追求をしてるという話が出てくるんですが、今、最後に中山委員が言われたように全国の病院を比較すると平均は48.7%なんですよ。浜松でも民間の医療機関は収益をあげていらっしゃる。そういう点で、費用対効果で経費も節減ばかりしていい加減なことをやれと行革審は言っているのではなく、例えば医療公社の人間ドッグなんて他に比べれば安すぎるんですよ。そういうこともあるし、一般定期診察でもそうです。あるいは他のところは受診する時に前受金を例えば1万円もらうので焦げ付くことがないとか。そういう点は毅然たる態度をとらないと。なにか施せば良いという発想ではダメなんだということですから、今度地独法になるについて、心機一転、上から下まで全面的に変えたうえでやるということを念頭に置いて進めていただきたい。

それから前倒しできるものはなるべく前倒しをしていただきたい。それから医療公社の経験を繰り返したのではダメだ。新しい立場で新しい人がやる。それを一緒にの人がやったらまた同じことを繰り返しますからダメですよ。最後にそれをお願いしておきます。

それで職員給与費対医業収益比率が55.4%で、全国の平均は48.7%ですから、これがまずありきということで先ほど定員の話が出ていましたが、そういう前提でやっていただく。結果として医療公

社の100億円近い赤字を市が背負わざるを得ないということです。毎年毎年10億円、20億円という赤字を補填しながら、またここへ来て100億円近く市が負担するというので、やはり市民の税金ですからよく考えてやっていただきたいと思います。

(2) 浜松都市開発(株)について

鈴木会長

では次へ移ります。次は浜松都市開発株式会社(都市開発)、いわゆるフォルテです。行革審は答申をしていて、会社のほうはもうどんどん進んでいるわけですが、現在の状況を説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。

水谷商工部長

商工部長の水谷です。よろしくお願いします。

都市開発につきまして記載の五項目、フォルテの概要、清算スキームの変更、フォルテの売却、借地権について、市関連施設の移転について、項目に沿って説明させていただきます。

まず、フォルテの概要です。目的は浜松駅前の顔づくりの拠点として、商業集積ゾーンの賑わいの創出、魅力ある都市景観の形成のため、文化的機能と商業的機能を併せ持つ多機能施設として建設したものです。運営並びに設備経費も含めて、フォルテ建設にあたりましては、初期投資額の低減、NTT無利子融資の活用、賑わいを創出する柔軟な運営体制の確保、ホール、ガーデンなどの公益機能の整備等から、市が中心となって、運営主体である第三セクター・浜松都市開発株式会社を設立いたしました。

フォルテは平成2年12月にオープンしたわけですが、その時の工事費の内訳です。総工事費が、82億4,400万円。そのうち都市開発が63億2,100万円、約77%です。遠州鉄道株式会社(遠鉄)が19億2,300万円です。次に都市開発に対する浜松市の負担分としまして、出資金として4億5,000万円。それから入居保証金・敷金として19億5,200万円を負担しています。その他としまして、土地購入費としては33億4,200万円です。次に土地・建物の権利関係ですけれども、資料の表に記載のとおり、土地は浜松市が約7割、遠鉄が約3割。建物は都市開発が約7割、遠鉄が約3割の所有となっています。

フォルテ周辺地区の都市計画の制限です。用途地域は商業地域で、容積率は600%です。地区計画としまして、「浜松駅前11街区地区計画」として、遠鉄百貨店とフォルテを含む約1.5ヘクタールを定めております。それからギャラリーモールにつきましては都市計画道路と位置付けておりまして、市道として自転車、歩行者専用道路として認定しております。

清算スキームの変更ということで、当初の清算スキーム案から変更した点が大きく分けて3点あります。まず解体負担金につきましては、変更前は都市開発と遠鉄が持分にに応じて負担することになっておりましたが、変更後には遠鉄が全額負担することになりました。清算分配金につきましては、変更前は出資金相当額の10億円を株主に返還することになっておりましたが、変更後は清算時の余剰金を均等に分配することになりました。そのことにより市は、変更前は14億円を債権放棄する予定でしたけれども、変更後は債権放棄が不要になりました。

これを、ただいま説明した変更点を含めた資金計画を表で説明します。まず都市開発の収入は、

建物売却は変更前、変更後で変わらず23億4,000万円です。これは不動産鑑定評価額に基づいています。それから20年度収入は9月までのホール、ガーデンの賃料等の収入です。次に支出です。債務返済の項目の中の敷金・保証金の浜松市分が、変更前は返済無しでしたが、変更後は約14億円を市に返済することになりました。解体負担金も先ほど説明しましたが、当初見積もった都市開発の負担金4億5,500万円が変更後はなくなりました。そして清算分配金は、変更前は出資金の全額を株主に返還する予定でしたが、変更後は市を含む全ての債権者に対し債務の履行をして、その上で清算後の余剰金が残った場合には均等に分配することとしました。

次にフォルテの売却に至った経過です。もし今後も経営した場合には、運営上の課題としまして、施設・整備の大規模修繕が必要で、今後8年間で21億7,000万円が見込まれました。また修繕を借り入れにより実施した場合には、財務内容の悪化が懸念され、22年度以降赤字に転じ、27年度以降は繰越欠損計上となる見込みとなっていました。資金不足を補うために多額の借入金が必要で、最大18億円が見込まれました。このようなことから、市の方針としましては、公費負担を前提とした第三セクター方式による運営をこれ以上継続することは、さらに大きな負担を将来に先送りすることにつながる可能性が高いということ。それから長期的な行政コストを削減すると同時に、都心の新たな賑わい創出を図るためには、都市開発は建物を売却し、会社を解散し、市は同時に市有地を売却することにより、政策誘導が可能なスキームの下で民間開発に委ねることが最も適当と判断しました。

そのようなことから土地・建物につきましては、20年8月8日に遠鉄、都市開発、市の三社により契約を締結しました。その中でまず建物の売却の経過ですが、20年1月29日から記載のとおりそれぞれ取締役会をもって、まず1月には市の関連施設を退去させる方針を提示し、2月には資産売却、会社清算の方向性を決議し、また資産売却については区分所有者である遠鉄及び敷地所有者である市と三者で協議を進めることを確認いたしました。4月には遠鉄と具体的な交渉を進めていく方針を了承し、7月の取締役会、株主総会におきまして遠鉄に対する建物売却を決議しました。

敷地、市の所有地の売却の経過ですが、市の基本的な考え方としましては、土地・建物の権利関係を複雑にしないこと、不動産鑑定評価額と同等価格で確実に売却可能であること、地区計画に沿った公共性の高い土地利用が確保できること、以上の条件を満たす遠鉄に、建物と一体で売却することとしました。このことにつきましては20年7月28日の環境経済委員会に報告してまいりました。

売却額ですが、土地につきましては20年1月1日現在の不動産鑑定評価額に基づき売却しました。土地の売却額は12億5,000万円です。この12億5,000万円につきましては「浜松市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例」によりまして、面積が1万㎡未満の土地のため、議会の議決は不要となるものです。それから建物は23億4,000万円で遠鉄に売却しました。

次に市有地の土地に関する建物所有者である都市開発とその借地権の関係です。一般的には、借地借家法における借地権は、自らが建物を所有する目的で他人の土地を借りる権利です。都市開発はフォルテ敷地の市有地の借地権を有しているのが一般的です。しかし法人税法における借地権になりますと、借地借家法上、借地権が設定される土地であっても、土地所有者と借地人が連名で、「土地の無償返還に関する届出書」を税務署に提出した場合、税法上は借地権が設定されていないとする特例措置があります。そういうことで市と都市開発は上記届出書を提出しました。この制度は、例で申しますと、企業が代表者個人、社長さん所有の土地に会社所有の建物を建設した場

合やグループ会社間の取引などに活用されています。

しかし土地の売却の方針が示された中で、市としましては国税局に事前相談をしました。20年3月31日に10年間の契約期間が満了し、法人税法上の特例措置を受けたまま土地の売買をすることについて国税局に相談をした結果、国税局の指導の下、今年4月1日から契約の内容を新しく変更しました。

変更の内容ですが、通常、一般の契約方式は(資料P.13)2の方式で、「通常の地代」で借地権、権利金、立退料等が設定されます。しかし20年3月までは、市と都市開発の関係につきましては、1の「土地の無償返還に関する届出書」方式で、一般的に税法上の借地権がない形で、「通常の地代」を設定し、借地料を決定してまいりました。4月1日からは売買する方向になりましたので、「相当の地代」方式で、税法上の借地権がある形に変更しました。浜松市の場合、「通常の地代」とは普通財産の貸付算定基準を基準に100分の1.55という数式をもって算定してまいりました。それに伴い、「相当の地代」は土地の更地の価格の概ね6%の金額で設定させていただきました。

普通財産の貸付算定基準の抜粋です。土地の枠で囲ってあるところが100分の1.55に相続税の課税標準価格をかけたものを賃料として設定するという基準を示しています。

最後に市関連施設の10月以降の移転先です。浜松市情報プラザとフォルテガーデン・ホールは廃止となります。その他の施設が移転します。市民サービスセンターはバスターミナル地下、浜松観光コンベンションビューローはアクトタワー17階、木下恵介記念館は旧浜松銀行協会に移ります。中央図書館駅前分室はフォルテの南にあります浜松駅前ビルディング7階に移転します。多文化共生センター(元国際交流センター)は駅南の第一伊藤ビル9階に移転します。いずれも10月1日を予定しておりますが、木下恵介記念館につきましては旧浜松銀行協会の改修等を伴いますので、来年の秋オープンという形で準備を進めているところです。それから年間の賃料ですが、フォルテの賃料が現在の欄にそれぞれ示しております。移転後の賃料は移転後の欄に示しております。5施設で現在と移転後の比較をしますと、年間20,027千円の賃料減額になります。それに情報プラザ、フォルテガーデン・ホールの廃止に伴う賃料、年2億6,981万8千円を合わせた分が今後なくなるということで説明させていただきました。説明は以上です。

鈴木会長

はい。市のご説明が終わりましたので、委員の皆さん質問をどうぞ。

井出委員

フォルテ売却の手続きについて伺います。説明によりますと、売却の方針を取締役会でほとんど決めてしまって進めてきているように思いますが、売却する方針は公開をしなかったのでしょうか。コンペ(競争入札)をして遠鉄さんの他には購入希望者が出なかったということではなかったようですが、売却先の選定をコンペにしなかった理由は何でしょうか。もう一度ご説明いただきたいと思っております。

水谷商工部長

コンペにしなかった理由ですが、まず都市開発と遠鉄と市との建設当時の基本協定の中で、所有権の第三者への譲渡を制限しております。都市開発が建物を売却する場合には区分所有者である遠鉄の承諾が必要となります。今回、都市開発が売却の方針を示したことに基きまして、まず遠鉄

に承諾を求めたところ、遠鉄から購入の申し出がありましたので、遠鉄との交渉が優先されるということでそうしたことを踏まえて取締役会で決定いたしました。

井出委員

その説明は、遠鉄さんに優先交渉権があることとしては理解できますが、それがすぐにコンペをしない理由になるのかというと、少し疑問を感じます。遠鉄さんが持っているのは優先交渉権であって、この価格は最低価格に思えるわけですけど、最低価格で優先的に購入する権利ということではないと思うんです。優先交渉権を持つ者がいるという前提であっても、本来はコンペをするべきだったと思いますし、することもできる内容だったのではないかと思います。売却額について、資料(P.10)には「不動産鑑定は顕在化しているものだけを評価するもので、不確定な条件(例えば容積率の緩和)を基にすることはできない」と記載がありますが、つまり容積率は600%で計算されているわけですね。これは現実には最低価格だと思うんですが、実際にその場所に立つビルの上限は決めているんでしょうか。

水谷商工部長

あくまでも、現在の建物と土地を評価する形です。現状の評価ですので、土地につきましては更地になった場合に今後どのような建物が建つかを想定して不動産鑑定はとれませんので、現況の評価ということで不動産鑑定がなされたものです。そういうことに基づいて、売却額が最低というよりも、今の評価をいただいたということで決定したものです。

井出委員

つまり600%ということですよ。ですが実際は上がることが想定できると思うんですよ。容積率が上がれば坪単価も上がるわけで、この不動産鑑定評価額は最低価格であって、コンペをすれば上乘せした価格で本来は決まったはずだと思います。一部遠鉄さんの所有権があるとしても、同じ価格でも他に希望者が出たらその金額によってはまた話も変わったと思います。同じ条件で希望者があった場合には遠鉄さんに優先権があるという意味での優先交渉権は理解できますけれども、最初から遠鉄さんに売却を決めるということでは何か釈然としないものがあるわけですね。どうこう言ってももう決まってしまったことですのでいいのですが、でも、この価格は結果的に適正価格ではなかったという見方ができると思います。コンペをしないまま遠鉄さんに決めてしまう理由は無かったのではないかと思います。他の方法もあったのではないかという感想を持ちます。

水谷商工部長

今の井出委員のご意見に対しまして、市の考え方としましては、市は保有する底地につきましては、一つ目は土地・建物の権利関係を複雑にしないこと。二つ目は不動産鑑定評価額と同等の価格で確実に売却できること。三つ目は地区計画に沿った公共性の高い土地利用が確保できること。この3点を満足できる先に対し、建物と一体的な売却をする方針で、遠鉄と交渉を開始いたしました。併せて市としまして、この地区は公共機能やフォルテの担ってきた公共性、市民の要望、地区計画等に沿った土地利用等を考慮した上で、市街地の活性化に向けた政策上の誘導を図ることも可能であるということも含めて、遠鉄に交渉を開始したといういきさつです。

井出委員

全体として最良の結論を出されたという自信がおりだと感じますが、少し価値を低く見積もったというか、弱気の交渉だったのではないかという感があります。あそこは中心市街地の商業用地として、もっと高い価値があったかもしれないですね。市の税金をつぎ込んでいるのですから、浜松市民のためを思えば、その辺りを図ってから結論を出すというやり方をしていれば少し別の解決もあったように感じてしまいます。ケチをつけているということではないのですが、そんな気持ちを抱えています。

鈴木会長

はい。他に委員の皆さんいかがでしょうか。

原委員

今日の資料ですとか、今までの勉強会の結果から得た知識によりますと、都市開発に対しては権利金もなしで浜松市の土地を貸したり、あるいは地代は浜松市が考えている相当額の4分の1程度という非常に安いものであったりということ。それから市が借り上げているところは非常に高い家賃を払っていたということ。総合的に言うと、浜松市の顔である浜松駅前の商業集積の中心となるようにという高邁な理想の下にこの事業を発足したのでしょうけれども、結果的には浜松市に非常に大きな財政的負担をかける事業になっていたということから、今回の結果になったわけであります。今後、市が市の所有地を賃貸する場合には、その借地条件をどう設定するのか。例えば権利金を取るのか、あるいは借地料をどう設定するのかということについて、具体的なお考えがあれば伺いたいと思います。

水谷商工部長

まず、商工部といたしましては今回の都市開発、フォルテが、中心市街地の活性化とか、公共性を担ってきた施設であるということは前提にあります。三セクとしてこのように清算していかなくてはならない状況に陥ったことにつきましては、非常に反省しているところで、今後その反省を踏まえてやっていきたいと思っております。

今後の土地の貸付料等、普通財産、行政財産の貸付につきましては、こういうことも踏まえて、今具体的に私のほうから方向性を示すことができませんが、この反省に基づいて検討していきたいと思っております。

鈴木会長

他に。はい。どうぞ。

山本委員

いつもお話をしていることですが、行革審の場が市としても非常に情報公開の場としてふさわしいところだとお願いしておりますので、できるだけ分かりやすい説明を頂戴したいという点で、売却についてのスキーム変更前と変更後で市とするとどれくらいメリットがあったかという点をお示しいただきたいということ、資料が分かりにくかったと思うんですが借地権の問題。何の必要があって変更して、

それが多少なりとも市にメリットがあったのかという点を簡単で結構ですから、具体的にお話いただけたらと思います。

水谷商工部長

変更前、変更後の市の負担ですが、一点目はまず14億円の敷金、保証金が市に返済されることになったということです。また、清算分配金のところでは浜松市の出資比率によって、本来出資金10億円のうち浜松市には約4億円のお金が返ってくるということでしたが、それぞれの株主が出資金の範囲内で株主責任を果たすことになりましたので、株主全体で分配金は1億円以下になっていくと思います。実質、市としましては変更前と変更後ではスキームの変更によって約10億円の税金の支出がなくなったということです。

それから借地権につきましては、先ほど資料(P.13)でお示しましたように、本来は第三セクターということで将来的に売買するつもりのない土地でした。そういうことで相談する中で特例方式(「土地の無償返還に関する届出書」方式)を採用し、それによって貸付を記載のとおりやってきました。ただ20年度に入りまして、売却する方針になったものですから、借地権ありの「相当の地代」方式に変えさせていただいたということで、先ほどの説明と重複しているかもしれませんが、そういう形です。

山本委員

決して皮肉で申し上げるつもりはありませんが、私は第1次行革審にはいなかったメンバーでして、第2次行革審になって初めて加えさせていただきました。フォルテの売却については、とにかく色々なポイントから見ても売却すべきだという第2次行革審の答申が出されました。そして割合スピーディーに売却が決まったというのが、変更前の状況だったと思います。ただいつも申し上げているのは、行革審は全てをやっているところでもないし、提案機関であって皆さん方に押し付けているという気持ちもないと思います。ただかなり積極的に発言をして、積極的に関わらないとこういふ厳しい時代に事が動いていかないという思いを委員の皆さんはお持ちではあります。それで、これが象徴的だと思うのは、行革審の売却しなさいよという答申で、変更前の条件で処理が一旦決まりました。そしてまた、それでは違うと、市民の皆さんにもっと知恵を出して欲しいよということで、多少色々な具体的提案もあったと思いますが、変更前後では大きな資金の違いがあります。全てについて行革審は問題点を指摘はしますが、その効果をもっと上げるためには、実際に行動される市の皆さんの知恵がその上に乗っていないと意味がないですし、また、行革審の皆さんはそこを期待して申し上げているんだろうと私は思います。これを一つの良い基準として、やはり行革審に市の皆さんの知恵が乗って、初めて市民の皆さんに納得いただける結果が出てくるのだとお考えいただく。あるいは変更点があっても、これは行革審が違うよという問題があっても何もおかしなことではないので、ぜひ今後はここまで極端な二次的変更がないような結果を導き出すご努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

水谷商工部長

はい、分かりました。

鈴木会長

他にはよろしいですか。では都市開発はこれで終わりたいと思いますが最後に一言。

まず関連するから調べていただきたいんですが、フォルテホールの時間あたりの賃貸料、稼働率がどうかということと、アクトシティの同規模のホールは料金がどうなっているのか。これを比較して説明をいただきたいをお願いします。時間がかかるかもしれないから先に申し上げておきます。

今、市当局から色々と都市開発の問題について、国税庁まで持ち出して借地権の処理が適法であったということのルールを説明されたけど、浜松市民の「えらい安く売ったなぁ」という市民感情は拭い去れないと私は思います。今の説明の中で市は14億5,000万円が助かりましたと言うけど、助かったんじゃないですよ。普通、株式会社が清算する場合には、株主の出資金はゼロになるんですよ。それを皆さんは気前が良かったものだから、自分のところの市の出資分は別として、他の株主の資本金はお返ししますとやったわけだ。これはもう一般常識では考えられないことです。整理して財産が残った場合は別ですよ。だから非常に非常識なことをやられた。借地権もそうです。借地権も色々なこじつけをしていたけど、借地権を付けておけばよかったではないかということもある。遠鉄に12億5,000万円で売ったというのも、隣の土地が遠鉄さんだったから随意契約(入札によらない、任意で決めた相手との契約)でやれましたからやりましたというのが基本ですね。そうでしょ。だけど普通の民間は、そういう考え方は先ほど井出さんがおっしゃったようにとらないですよ。だから、それは過去のことで、清算することによってこれからは間違いなく年間3億円浮くことになったでしょう。市は銀座並みの家賃を払っていたわけですから。年間3億円浮くとすると10年経つと30億円浮くんですよ。そういうことで多少の犠牲は払っても、市は甘い考え方でやられたけども、もう早く閉めたほうがいい。こういう点で私はこの話はやむを得ないと思っているわけです。

だけれども市が民間と株式会社なり財団法人なりで出資をしておやりになると、このフォルテのように結末は全部市が尻拭いをしなくてはならないという経験をなされたわけですから、これから簡単に民間の会社と株式会社を作るとか、財団を作るとか、市が簡単に1%でも出資すれば市が関与していたじゃないかと言われるという問題です。これはもう商工部長の段階ではなくて、飯田副市長さんや山崎副市長さんや花嶋副市長さんが、その点を今後しっかり活かしてやりますと宣言してきちんとしていただきたい。

最後に700坪を12億5,000万円で売ったというのは、容積率(600%)で割ると坪あたり29.8万円ですよ。これ、非常に安いですよ。でも今更そんなことを言っても仕方がないので、この都市開発の経験をふまえて、これからどうやりますという市の方針を出していただくことが一番の基本だと思います。それをお願いしたい。確かに高くつくものをしてきたなということであると確認したい。どうぞよろしく。

水谷商工部長

今ご指摘のように三セクのあり方も含めて、今後の政策に活かしていきたいと思っています。

それから会長からご質問がありましたフォルテとアクトシティのホールの利用率については、18年度のフォルテホールの利用率は50.6%。アクトシティの同等規模のホールということで、中ホールは85.7%です。使用料については手元に資料がないですが、ただアクトの中ホールよりもフォルテのほうが少し安い料金設定をしてあるということです。

鈴木会長

それは一日を朝昼晩の三つに分けての稼働率ですか。それとも一日の稼働率ですか。

水谷商工部長

一日です。

鈴木会長

一日でしょ。これが、朝昼晩という三つに分けて稼働率を計算しないと間違ってくるんですよ。それで、フォルテがなくなるから、今までフォルテを利用されていた方がアクトの中ホールをお使いになるケースがあると思いますから、そういう点を配慮していく必要があるのではないかと思います。そうすると、一日を朝昼晩という三つに分けて稼働率を出して、時間切りでやっていくということで、フォルテをお使いになった方々がアクトを使えるように配慮してあげるということ。稼働率を三つに分けたとすると実際の稼働率はずっと低くなってしまふんですよ。フォルテをお使いになっていただいた方々が中ホールを使うことでアクトの稼働率が高まることも考えていただきたいをお願いします。

水谷商工部長

はい。分かりました。それから先ほど会長から、土地の坪単価が29.8万円というご指摘がありましたが、700坪で12億5,000万円ですから坪あたり約180万円になります。

鈴木会長

29.8万円は容積率が600%で6階建とした場合の単価ですよ。それが民間の見方だということをよく勉強してください。

水谷商工部長

勉強になりました。

鈴木会長

はい。では次にまいりましょう。どうもありがとうございました。

(3) (財)静岡県西部地域地場産業振興センター、(財)浜松地域テクノポリス推進機構について

鈴木会長

次は(財)静岡県西部地域地場産業振興センター(地場産センター)と(財)浜松地域テクノポリス推進機構(テクノ)についてです。地場産センターはテクノに統合するという案が出ておりますが、これについてご説明をいただきたいと思います。

水谷商工部長

引き続き商工部です。(財)静岡県西部地域地場産業振興センターについて、それから(財)浜松地域テクノポリス推進機構につきまして、一括して説明させていただきます。

まず地場産センターの5つの項目に沿って説明させていただきたいと思います。

地場産センターの概要です。設立は昭和57年11月30日です。目的は西部地域における繊維産業を中心とした地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、活力ある地域経済社会の形成、地域社会住民の生活の向上及び福祉の増大に寄与することとしております。

出捐団体です。県、市町村、経済団体、関係団体ということで、静岡県、それから設立当時は西部地域の22市町村でしたけれども、合併後は4市2町です。経済団体は商工会議所他24団体、関係団体は県の繊維協会など45団体となっています。基本財産は3,500万円です。静岡県が1,000万円、浜松市が1,370万円。以下記載のとおりです。

財団の再編の方針です。まず概要ですが、地場産センターは解散し、それから地場産業振興事業はテクノが寄附行為の範囲の中で引き継ぐこととしています。解散の理由としましては、自主事業が縮小してきたこと。それから国・県の補助金の見直しに伴うこと。それから指定管理者制度の導入で18年度から産業展示館の指定管理者となっておりますが、これにつきましては今後受託できない場合も想定されますし、その場合には単年度収支が赤字になっていくという見込みで、財政基盤が脆弱な状況であるということが主な理由です。

再編の目的は、西部地域には産業支援を行う公益法人が複数存在をしており、役割や実施事業が重複しているため、市民にわかりやすい組織と運営体制を構築する必要があるものとしております。スケジュールですが、地場産センターは21年3月末に解散し、それ以降テクノに事業を引き継いでいく予定です。そのために国・県との協議、出捐者等への説明を行なっております。現在、国・県との協議をしておりまして、出捐者、経済団体、関係団体につきましては20年3月に方向性を説明し、概ね了解を得ている状況です。

財団の施設についてです。建物は地場産センターの所有です。敷地は浜松市の所有で、地方自治法の規定によりまして借地権は設定されておりません。開設は昭和58年で、建物は耐震基準を満たしています。施設は地下1階、地上4階で、1、2階は常設展示場、3、4階は会議室ホール等で貸し館として利用されています。

建設資金は8億7,500万円ですが、内訳として、国が2億円、県が2億円の計4億円の補助金が入っています。利用状況ですが、19年度は利用者数が8万3,838人で、3,304万円の使用料収入が入っております。主な利用者は市内の中小企業者の皆さんです。中小企業者の皆さんは生涯学習団体としての登録がなく、公民館などを利用できませんので、中小企業者の方には重宝されている施設です。

施設の活用です。まず市の方針といたしましては、まず市への無償譲渡を予定しております。国・県の承認が必要となるため、また、建設費には国・県の補助金が入っておりますので、国・県と返還の有無を確認中です。市へ無償譲渡した後の利活用計画ですけれども、公共施設としての活用を検討しております。公共施設を利用する場合、補助金返還が不要となる見込みです。今、来年の3月までに解散というスケジュールを組んでおりますので、もし今後利活用の中で建物を壊すとか、そういう想定もありますけれども、一旦まず市の公共施設として活用することで調整をさせております。もし取り壊すことが前提となった場合には、補助金返還など新たな手続きの時間を要しまして、再編のスケ

ジュールに少し遅れも考えられます。このようなことから、当面大規模改修などは考えずに、今ある施設の中での活用を図っていきたいと考えております。また、先ほど説明しましたように会議ホールにつきましては、中小企業の8万人が利用されているということもありまして、当面は市の施設として活用していきたいと考えております。

現在の産業展示館、地場産センター、東区役所の位置関係です。それぞれに駐車場を有して総合利用も図っておりますけれども、敷地はこのような形になっております。

続きまして浜松地域テクノポリス推進機構についてです。

10項目ありますので、多少省くところがあるかもしれませんがよろしくお願ひしたいと思います。

まず組織の概要です。産学官連携や、異業種交流を積極的に進め、地域産業に関する調査研究、並びに研究開発型中小企業の育成振興を目的として設立されました。所在地は浜松商工会議所会館8階です。設立は1981年3月です。代表者は石村理事長です。基金につきましては、基本財産、債務保証基金、高度技術振興基金、地域産業活性化基金など、17億7,070万円となっています。

組織ですが、事業目的によりまして大きく3つの分野に分かれております。それぞれの役割は、今後説明いたしますけれども、まず真ん中のカテゴリーはテクノ本体の事務局がございまして、産業振興等を進めております。それから市の委託事業として、はままつ産業創造センターの分野を左側に示しております。それから右側に示したのは国の補助金事業として文部科学省の委託事業で、14年度から5年間ごとに第1期、第2期ということで(23年度まで)、(知的)クラスター本部を受け持っております。全体では理事、監事、評議員を除きますと35人で構成されております。そのうち県の派遣職員が1人、市の派遣職員が6人という形で派遣をされています。

出捐金及び派遣職員数の内訳です。静岡県の出捐が10億1,300万円で57.2%です。浜松市が5億4,300万円で30.7%、民間企業が2億1,470万円です。派遣職員につきましては知的クラスター分野のところには県から1人、浜松市は本体に1人、はままつ産業創造センターに3人、知的クラスターに2人、民間企業からは本体に1人で構成されております。

市におけるテクノの位置づけと職員派遣の理由です。まず位置づけです。既存産業の高度化、新産業創出を支援、地域発のイノベーションを推進する施策上の拠点機関であるということ。それからテクノへの市の職員派遣につきましては、まず本体ですが産業政策上重要な要となるテクノにおいて、産業界、大学等と直に接し、市とのパイプ役となる人材を配置する必要があるということで、専務理事1名を配置しています。それから知的クラスター創成事業も、事業成果を高めるために産学官の研究、事業化をそれぞれ事務方として支える職員として知的クラスター本部職員に2名を配置しています。それから創造センターの運営を円滑に図るため、商工行政の経験のある職員3名をはままつ産業創造センターに派遣してあります。

テクノ全体の主な事業と概要です。まず企業間交流で、企業相互の技術開発・移転、経営資源・ノウハウの交換、調査・研究、研修会などを実施しております。二番目としては産学官連携ということで、大学のシーズを企業のニーズにつなげる交流会を開催し、産学連携による試作開発を支援しております。

三番目に地域技術起業化推進事業、四番目に債務保証事業、それから五番目に委託事業として、知的クラスター、地域新生コンソーシアム、はままつ産業創造センターの管理運営事業、そうした事業を行っているところです。

このような中、先に述べました地場産センターとの一体化及びこの後説明しますはままつ産業創造センターとの一体化ですが、まず一体化のスケジュールについて、テクノから見た形で説明させていただきます。まず地場産センターとの業務受入れのスケジュールですが、現在業務受入れについて県と市と調整をしているところでして、21年3月までに評議員会、理事会を開催し了解を得た中で、テクノに一体化を予定しております。それからはままつ産業創造センターの一体化のスケジュールにつきましては、現在テクノとはままつ産業創造センターの業務・組織の一体化について検討しておりまして、これにつきましては県との調整も本格的に今後入っていく必要がありまして、22年4月に一体化を予定しています。

地場産センターとテクノの一体化の内容ですが、まず地場産センターにつきましては、事業としては地場産業に関する情報の収集・提供事業、人材育成セミナー等についてはテクノの事業として継承または再構築をしております。地場産業に関する新製品、新商品の研究・開発支援や、需要開拓・販路開拓等の事業は、テクノにおいて充実を目指しております。基本財産であります3,500万円等の残余財産の取り扱いは、今、県と協議中です。可能な範囲でテクノに継承していきたいと考えております。建物は市に譲渡という予定です。地場産センター職員につきましては1名をテクノ機構にて採用し、業務内容は総務・経理事務、地場産業コーディネーター業務を担当予定です。

平成22年4月に一体化を目指すはままつ産業創造センターの概要です。まず、はままつ産業創造センターは浜松市の創業都市構想に基づきまして、浜松モデルと呼ばれるような斬新な産業支援の仕組みや推進体制を構築するとともに、これらを実践する拠点プラットフォームとして設置されました。平成19年7月2日、センター長には塩田センター長をお迎えして開設しました。管理運営はテクノに事業委託しております。委託費は20年度1億4,752万3千円で、内訳は記載のとおりです。組織は、はままつ産業創造センターが14名で、組織図に記載のとおりメンバーで行っています。

はままつ産業創造センターのこの1年間の運営状況等ですが、市からテクノへ業務委託したいきさつは、当初はままつ産業創造センターをテクノと一体化することで考えておりましたが、後ほど詳しく述べますが、寄付行為の変更等、県と調整する中で、市からの事業委託という形で当面スタートすることとなりました。市職員の派遣は、市の創業都市構想に基づく本事業をテクノへ委託することにつき、市からの継続事業の実施や関係機関との連携が必要であり、事業を円滑に運営するために、市職員3人を派遣したところです。

はままつ産業創造センターの初年度である19年度1年間の主な成果です。それぞれのコーディネーター、アドバイザーが、9ヶ月間の間に800を超える企業の相談に応じ、新たな取引開始、経営革新計画の承認、特許出願などの成果が表れました。また、中小企業地域資源活用事業計画に3件が認定されました。二番目に輸送用機器産業に関する人材育成体系をまとめました。三番目に、新素材・新成形技術育成カリキュラムをまとめ、地域の輸送用機器産業、研究機関等の関係者に成果を発表し、実証講義もこの10月からスタートすることとなりました。

はままつ産業創造センターの一体化の必要性です。市は当初から、先ほど言いましたがテクノを産業支援のプラットフォームを担う機関として考えておりまして、県を含めた関係機関・団体と調整を進め、段階的に一本化していく計画でした。現在は、はままつ産業創造センターの運営をテクノに委託する形をとっておりますが、利用者から見て二つの機関の事業や組織が分かりにくいこと、また他の支援機関とのすみ分けや関連性も明確でないという声があります。このためワンストップ型産業支援の実現のため、両組織の早期の一体化を必要としております。

一体化後の新組織のあり方ですが、支援の主要な受け手である中小企業の利便性を考慮し、多くの支援機能を統合したワンストップ型の支援を行うこと。二番目としましては、センターを拠点とすることで、支援機能の重複・分散化を避け、シナジー効果、相乗効果を追求すること。三番目といたしましては地域の産業支援機関や金融機関をはじめとした企業からの派遣を含め、使命感と地域貢献の意識を強く持った職員を配置し、オール浜松での産業支援体制を構築すること。四番目としましては、常に活力にあふれ、意欲的に事業に取り組む組織としていくため、事業成果、人事を客観的に評価し、提言を行う外部評価委員会を設けることとしております。

一体化後の事業内容としましては、ミッションとしてはプラットフォームとしてワンストップ型の支援を提供していく。ビジョンとしましては起業家・ベンチャー企業の成長と既存産業の高度化により、浜松地域に新たな産業集積を興すということで、人材育成事業、知財活用事業、マッチング・コーディネート事業、経営・技術支援事業、技術振興事業、受託事業、ネットワーク・交流促進事業、普及啓発・情報提供事業の8の事業を柱に進めていくこととしております。

新組織体制です。これはあくまでも案ですが、表の八つの柱を基本に、今までなかった部制組織としまして、総務企画部、企業支援部、産業創造部、知財支援部という形でそれぞれの事業が今までの類似事業を集約しまして、業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。その上に理事長、専務理事、事務局長等を配置していきたいと考えているところです。

次のページがワンストップ型産業支援の将来ビジョンのイメージ図です。まず使い手である企業から見て分かりやすい組織にしなければいけないため、新組織は、テクノ、地場産センター、はままつ産業創造センター、産業情報室に分散された業務、機能を白紙の状態から整理するとともに、窓口を一本化し、使い手である企業から見て分かりやすい組織体制を構築していくこと。それから地域の産業支援機関として、浜松市、商工会議所などと密接に連携をしていくことが必要であること。それからオール浜松の支援体制の構築で、地域の産業支援機関、金融機関、企業などから各部門に有為な人材を受入れるとともに、地域で産業振興に対するビジョンを共有し、オール浜松での支援体制を構築することによりまして、プラットフォーム浜松モデルを実現することとしておりまして、そのビジョンの実現を図るために起業家並びにベンチャー企業の成長と既存産業の高度化により、浜松地区に新たな産業集積を興す。こういうビジョンでワンストップ型の産業支援の体系図を考えております。

一本化にあたりましての課題です。一つ目として、はままつ産業創造センターとの一体化の課題としましては、テクノの最大の出資者である県との調整が必要です。テクノの寄附行為の変更、それからしずおか産業創造機構との事業のすみ分けです。寄附行為の比較の目的・事業にありますように、しずおか産業創造機構、テクノ、はままつ産業創造センターはそれぞれ目的・事業が違います。この中で、はままつ産業創造センターとテクノの一体化を図ったときに、目的・事業をまず整理しなくてはならない。エリアもテクノは主に県西部と言いながらも県の出資で県全域がエリアとなっております。はままつ産業創造センターは浜松だけのエリアです。そういうことで、課題としましては、エリアの相違、事業・目的の重複、そうしたものを整理していく必要があります。

もう一つの課題としましては、地域の産業支援機関との調整ということで、産業支援プラットフォームとして真の求心力を発揮するため、地域資源をいかに有効に活用するかということが課題となっております。職員派遣につきましてもオール浜松体制をそれぞれの機関から人材を招聘してやっていく必要がある。それから事業のすみ分けと連携ということで、類似事業、新組織を中心として整理・統合・すみ分け、そういうものをしっかり選択と集中によって行い、地域内での相乗効果を高めていく。

そうした取組みが必要であるとしております。説明は以上です。

鈴木会長

どうもありがとうございました。関連することがたくさんありまして、商工部長さんが説明されたけど、自分自身も何がどれに所属しているのか分からないぐらい細分化されてしまっている。基本はこれですね。それをどうまとめるかでしょう。では伊藤委員。

伊藤会長代行

一体化されるのは非常に良いことだと思いますけど、初めに地場産センターは解散して業務をテクノに移管するというお話がありました。地場産センターの、繊維産業中心にした地場産業の健全な育成発展という設立の目的は大体達成されていて、ほぼ役割は終わっていらっやるのではないかなと思うんですけど、テクノの資料(P.9)では一体化ということの中で事業が二つ書いてあるんですよ。本当にこれらをどんどん発展させて、再構築して、なおかつ充実を目指すということに本当に中身があるかどうか疑問なんですけど、いかがでしょうか。

水谷商工部長

今、再編の大きな理由で、まず地場産業がある程度役割を終えてきたということで、自主事業が縮小されております。人材育成やセミナー、色々な中小企業との関連調査などの自主事業が段々と減少しているということがあります。それから国、県の地場産業に対する補助事業も見直しでだいぶ削減されています。そうしたことで事業自体も今、地場産センターは貸し館収入や指定管理者収入でやっているのが現状です。ただ、テクノのところで地場産業の振興という大きな目的は今後もしっかり継承していかなくはならないと思いますので、その程度問題につきましては、どれを継承していくかということは今後検討してまいりたいと考えております。

伊藤会長代行

人がいれば一所懸命その人は頑張りますからね。ぜひ、人がいて人を引き継ぐから事業も引き継いで、また時代遅れのことを頑張るといことがないように、ぜひ一緒になったら新しい大きな目的に人材をシフトするということが必要だろうと思います。よろしくお願いします。

水谷商工部長

分かりました。

鈴木会長

どうぞ。

岡崎委員

先ほどのご説明だと地場産センターの建物は市に無償譲渡されて、市はとりあえず公共施設としてということで、具体的には何に使うかがまだ決まっていなような感じですが、あるから使うという感覚のような気がしてならないんですよ。やはり必要か否かを判断基準にするべきではないか。当然、

施設があればそれに対する電気代や色々な維持費がかかりますし、人件費もかかる。昭和58年築ということですから既に年月30年ぐらい経って老朽化している。修繕もしなければならぬということだとしますと、タダでもらったから何とか使わなくてはいけない、とりあえず公共施設にしておきましょうということではなく、色々と合併したりして余っている建物は一杯あるんですよ。ですから私はもう時代的に使うことがなければ取り壊すべきだと思います。敷地の図面(地場産センター資料P.9)を見ますと、東区役所の駐車場が81台で地場産センターが107台、総合展示場が106台。東区役所は81台しかないんですから地場産センターの建物を全部壊してしまえば、この駐車場を全部両方で使えるのではないかと思います。なにかタダでもらって、あるから使うんだという発想はぜひこの際やめていただいて、本当に必要かどうかという判断基準で、建物をどうするかを考えていただきたい。修理して使おうかということで、図書館にしたらどうかという話もあるんですが、図書館にするためには2億円とか3億円の改装費がかかる。本当に図書館が必要なんですかということも含めて、私は必要が無いとすれば取り壊すべきだと思っているんですが、市のお考えはいかがでしょうか。

水谷商工部長

まず、先ほど説明したように中小企業の団体の方が、他の公民館等を使えませんし駐車場もあるということで、会議室ホールの利用が現在年間8万人という利用実態はあります。現在、国とは公共施設として市が活用するなら補助金の返還等は不要であるということを示されておりますし、スケジュールありきではいけないんですけれども来年3月というスケジュール的なことを見ますと、当面市で活用して、今後の利用方法については市に一旦施設として受け入れた中で検討していきたいと思います。また、壊すということになりますと解体費用として、アスベストの有る無しなどによっても変わりますが、7,000万円から1億円くらいかかるということ。それから駐車場の整備に650万円くらいかかる。これは最低に必要な額ですが、今回は来年の3月までに統合していくというスケジュールの中での理由が一番大きいので、将来的にこの施設を潰すことも視野に入れた中で検討を進めていきたいと思っています。今約束できるものではありませんが、そういう形です。

岡崎委員

なんだかよく分からないですが、今おっしゃられたように現時点では色々と解決しなければいけない問題がまだあるということとはよく分かるんですけど、私の言いたいのは、基本的な考え方として、本当に必要なかどうかということは今後十分ご検討いただいた中で、必要ならきちっとお金をかけてこういうことで使うんですよということなら良いんですけど、なにかとりあえず持っていてそれじゃあ利用する方法を考えるかということはずいということ。ですから今おっしゃられた回答は要するにまだ決まっていなくてしばらく持っているということですけど、それはそれで良いんですけど、そうではなく、本当にこれから一杯いるんなところで色々と空いてくる。統合すると建物も空くし、色々なスペースも空く。その空いたスペースは、基本的な考え方は本当に市として市民のためにこれは必要なんですか、必要ないのではないですかということから出発して、ぜひ判断して欲しいと思います。あるから使うんだとか、あるからなんとか利用しなければいけないという考え方だけはお止めいただきたい。ぜひその辺を十分考慮して今後処理をお願いしたいと思います。以上です。

中山委員

テクノができて27年、もう30年弱経過しているわけですし、当初の目的を推進するための資金がなかなか出ないのが現状です。そういう中で浜松商工会議所等では、経済産業省に色々話をし、たまたま産業クラスターという事業があるということで、それをテクノでやってもらおうというので乗ったというのが一つあります。そして産業クラスターが終わった後、ポスト産業クラスターとして何かあるんだろうということでもた色々やっていたら、文科省の知的クラスターがあるということで、これもやった。本来、この辺は具体的な成果がもう出て、新規の企業が出てきたり、各企業から新しい製品がどんどん出てきたりすることが国から求められているわけですけど、ではポスト知的クラスターの事業があるかということになりますと、今度は国のほうも非常に金銭の問題で厳しくなってくるということ、また、先ほど部長が説明の中で言われたとおり非常に期限が区切られている。期限が終わった後どうするんだということになるとこれまた困る。この際、全部一本にしてまとめてやっていくことは、私は非常に良いことだと思っています。

とにかく今ワンストップで相談できる場所が必要ですが、先ほどから説明を聞いても、聞いているだけではほとんどの方が分からないのではないかと思います。一体どこへ行けばいいのかという状態です。そして中小企業ですから夕方6時7時頃に実は相談に行きたいわけですが、その頃にはもう既に閉まっているということもある。中小企業のためにこれからの地域間競争を本当に浜松のためにやっていくには、はままつ産業創造センターの5,000万円くらいしかない事業費ではとてもできない。政令市になった昨年7月に、せっかくはままつ産業創造センターを会議所の上(浜松商工会議所会館8階)に作ったんですから、行革審でいつも削ることを言ってますが、本当に目的を持ってやるものについてはもっと充実させて、一本でやっていくということにして地域支援をしっかりとやらないと、他にも色々私も聞いていますが、各都市がものすごい格好でやっている中で自社だけで一生懸命やるのは中小企業の場合は限界があります。はままつ産業創造センターをいかにうまく機能させていくかということで、地場産センターとテクノと一緒にしていくのは非常に結構だと思います。自信を持ってどんどん進めていくということをお願いしたい。

テクノについては先ほども言いましたように30年近く経っていて、クラスター事業が終わって現在の事業が無いわけですね。その中で塩田先生を呼んでせっかくはままつ産業創造センターを作っていますので、ここを充実していくことに私も賛成ですから、ぜひ積極的にやってもらいたいと思うと同時に、先ほど岡崎委員が言われた地場産センターについても、とりあえずあるから使うということではなく、本当にそれが必要かどうかという取捨選択をして、ここは商工部でしっかり判断をしていただく一つのいい材料だと思います。我々はそれを見ながら、産業創造センターの行く末もしっかりサポートして、どういう成果が出たかも毎年毎年お知らせ願うことをしながら、なるべく早くこの統合の問題を片付けていただきたいと思いますということが私のお願いです。

鈴木会長

他にはよろしいですか。では最後に私から。まず、勉強会を通じてもそうですし、今の商工部長の答弁でもそうだけど、どこどこをくつつけますという提案はスパッと出てくるんです。だけど、残った建物をどうするかはこれから検討しますと。検討しますということはやらないということか、残しておくことですよ。そうですね。そうでしょう。だからやはり方針を出すときに、AとBを統合したら「人、モノ、金」で人はどうするんだ、モノはどうするんだ、金はどうするんだということを明確にしないと。先ほど岡崎委員

の指摘があったように、東区役所の駐車場の問題で、地場産センターの建物は残しておきます。後で検討しますということだった。人と金だけは統合してモノは放っておきますと。僕はそれではダメで、それなら全部まとまってからやりなさいよと思うんです。フラワーパークにしてもフルーツパークにしてもそうですよ。花博跡地にできたガーデンパークが無料だからフラワーパークの来場者が減ってしまって大変厳しい。なかなか収益上がりません。こういう話ですね。フルーツパークもそう。何かやらねばいけないから、バイオテクノロジーをやりますなんて人がいるけど、バイオテクノロジーなんて大学でやるようなことをフルーツパークでできるわけがないんですよ。だからやはり整理統合するときは「人、モノ、金」をセットにしてこうしますという提案が出てこないといけない。今度のことを通じて、とりあえずこれをやります、後はまた考えますということだから、色々な噂が出てきて、あっちに使うんじゃないか、こっちに使うんじゃないかということでまとまらなくなる。やはり私、ずっとこの行財政改革やっていてつくづく思うことはそれなんです。

今の地場産センターの建物でも、それを壊して駐車場にすべきだっていう意見が出ておりましたけど、それは検討しますって言うでしょ。人と金は決めてモノは後で検討します。これが一番いけない。先ほどこれもどなたかがおっしゃいましたけど、地場産センターが西部地域における繊維産業を中心とした地場産業の健全な育成や発展に貢献し云々ということで役割は終わりました。あるいは3分の2は十分目的を達成したから3分の1は残すんだと。あるいは3割、5割残していくんだということなら良いんですけど、それがうやむやになってしまう。だからそれを明確にしないといけない。とにかくなんていうか、行革審で申し上げておいたから大丈夫だと思ったら、いや、検討した結果はこうですと後から違う結論が出てくるんですよ。そういう点でこの前のフラワーパーク、フルーツパーク、動物園、オートレース場、学校。学校までが借地でやっているということはもう止めなければいけない。だけどこれは例外だからとか、緊急だからとか、後から出てくる建設公社とか土地開発公社でもそうですよ。ゆう・おおひとみで失敗しましたから今後はやりませんと。じゃあ今後はどういうのをやるんだと言ったら、先行する道路「など」についてはやると言うわけ。だから道路だけではなくて「など」があるわけだよ。「など」があるから、それだったらこれは良いじゃないかと言ってまた手を出しちゃう。そういう天気予報的な文章になってしまうと、一旦決めたことが途中で変わっていくことになるから、それは飯田副市長、山崎副市長、花嶋副市長、明確にしておいてもらいたいと思いますよ。そうでないと、どれだけやっても3年後5年後に何々「など」についてという例で、「など」がまた「などなど」になってしまう。そうでしょ。それでまた同じことを繰り返すことになる。

今回の問題を契機にして、一体化するという事は非常に良いことだと思います。今のワンストップというか、どこへ相談に行ってもいいのかわからなくて中小企業の皆さんが困っていらっしゃることは事実ですから、なるべく一体化して窓口を一本化して、そこから「あぁそれは経済産業省の支援策ですからこちらへ。」「これは文部科学省だからこちらの窓口へ。」「これは県ですから」って皆がそこに行き行って聞いて、そこで集中して案内する。

それは今の2つや3つじゃなしに、たくさんあるわけですよ。そういうものを一体化するという方向はいいんだけど、後に残されたモノを後で検討するというずるずるべったんなやり方はいけません。これを強く要望して次へ移りたいと思います。どうぞご苦労さまでした。

(4) (財)浜松市建設公社、(財)浜松まちづくり公社、浜松市土地開発公社について

鈴木会長

次は大変重要な(財)浜松市建設公社(建設公社)と(財)浜松まちづくり公社(まちづくり公社)、浜松市土地開発公社(土地開発公社)です。建設公社を解散して、建設公社の職員と資産の多くをまちづくり公社が引き継ぎ、売却予定の土地は土地開発公社が引き継ぐという市の方針が示されています。だけど二つを一緒にして同じことをまた同じ職員がやるなら合併の意味はないですよ。それでは統合する意味はないですから、これも事前に釘を刺しておきますけど、「人、モノ、金」をどうするかということを明確に打ち出してください。では市の説明をお願いします。

鈴木財務部長

財務部長の鈴木です。

初めに建設公社について説明いたします。9つの件(資料P.1)について順次説明させていただきます。

一つ目ですが、建設公社の解散についてです。建設公社につきましては第1次行革審の答申を受け、19年度の行政経営計画の中でまちづくり公社と統合する方向で作業を進めているところです。建設公社が昭和35年の設立以来果たしてきた土地の開発事業については、社会的なインフラの整備、官民の役割分担からその使命は終え、土地開発事業はもうこれからやらないということです。しかしながら公共残土受入地管理事業や駅前広場管理事業につきましては、引き続き実施をしていきたいということで、その受け皿をまちづくり公社とするものです。整備にあたりまして建設公社の保有しております土地につきましては、存続中の売却に努めてまいります。売却ができなかった場合には、この土地につきましては浜松市からの公共用地取得依頼に基づいておりますことから、土地開発公社に売却していきたいと考えております。建設公社の資産・負債を整理して、21年度にまちづくり公社へ吸収合併することについて現在協議を進めているところです。

次に人とカネと物の関係ですが、建設公社の職員数、借入金の残高、それから建設公社で問題となっています「ゆう・おおひとみ」の関係の推移です。職員数は17年度末に31人いましたが19年度末は24人、合併時には17人になります。借入金は17年度末に88億円程度あった残高が現在では62.8億円程度となっており、統合時には2.7億円まで少なくしていきたいと考えております。また「ゆう・おおひとみ」につきましては、合併時には全部残らない形で統合したいと考えております。

次に合併した後のまちづくり公社へ承継する事業ですが、土地開発公社につきましては後ほど説明をさせていただきます。建設公社が現在行なっております土地開発事業はやめていきます。駅前広場については統合する時点では4人程度でやっていきたい。以下建設発生土の受け入れ、市営駐車場の管理等で、人工としては計17人工でやっていきたい。まちづくり公社の関係は、現在やっております組合の区画整理の支援事業を中心にして、まちづくりセンターの事業はやめていく。それから住民協議の支援事業については2人程度でやっていくということで計11人工。新しいまちづくり公社では合わせて28人という人員を考えるとところです。

統合時に残ると予想される資産や負債の扱いについてです。これにつきましては先ほど申し上げましたが、建設公社保有の土地は存続中に民間等への売却に努めておりますが、売却ができなかった場合には、浜松市からの公共用地取得依頼に基づくことから土地開発公社に簿価で売却する方

向で現在話を進めています。浜松駅前広場と現事務所につきましては、職員を引き継ぐことから事業と合わせて駅前広場の施設や現事務所はまちづくり公社へ引き継ぐものと考えております。その他現金、預貯金などの流動資産は負債の圧縮に充てるため処分してまいります。

それにつきまして数字で示します。解散に伴い想定される市の負担についてです。21年度末の統合時に想定される資産と負債ですが、資産はこの北寺島町と湖東町と和合町の土地7.6億円、駅前広場施設、事務所の3.1億円、預金2.5億円の合計10.1億円です。負債は、ゆう・おおひとみ関係の借入金がどうしても最後に13億円程度残りますので、その差額の2.7億円が不足するという予想です。計算式を記載してありますが、借入金12.8億円から土地を簿価で土地開発公社へ売った場合の金額7.6億円、預金2.5億円を差し引いた2.7億円程度がどうしても残るため、市が補填していきたいと考えております。

次に駅前広場の施設です。これをまちづくり公社に引き継ぎますが、地上の施設としましてはバス乗場シェルターとかバスターミナル関係。地下施設としては管理事務所、サービスセンター、作業員控室等があります。この施設は道路上にあり、道路占用にあたるため、公的団体であるまちづくり公社に引き継いでいくという考えです。これを市が取得した場合には取得経費もかかりますし、直営管理となるために経費の増になるのではないかと考えております。

次に合併後の財務シミュレーションです。まちづくり公社を中心として記載してあります。22年度に統合した後の収支は、まちづくり公社の収入が2億5,500万円、建設公社が9億300万円で、収入合計が11億5,800万円。支出は、まちづくり公社が2億5500万円、建設公社が8億3,500万円で支出合計が10億9,000万、差し引き利益6,800万円という見込みです。

合併に向けた取り組みです。これは最初の課題でもありますが、第1次行革審の答申をふまえて、建設公社の解散、まちづくり公社への事業の引継ぎ、ゆう・おおひとみ分譲地の早期完売、その他土地の処分の取り組み方針を決定して、行政経営計画に盛り込んで作業を進めています。そして両公社では本年6月開催の理事会で、合併協議を行なうことの合意の承認を得て、浜松市を交えて合意書を締結したところです。それに基づいて引き継ぐ事業や、財産及び職員について協議を実施しています。今後寄付行為の変更や主務官庁への事前協議を実施してまいります。

次の表は、総市債残高と外郭団体借入金残高ということで、今説明しております建設公社と、後で説明します土地開発公社、それからまちづくり公社の主な借入金の残高について説明するものです。それを市債残高と併せて表にしています。19年度末の数字で、市債残高は5,493億円。外郭団体は350億円程度ですので、合わせると5,844億円となります。これは前年度18年度と比較しますと187億円を削減しており、今後も引き続き削減を進める予定です。外郭団体の借入金につきましては、土地開発公社、建設公社につきましては土地の取得にかかる分です。フラワー、フルーツパークは施設の関係で、フラワーパーク分が10億円、フルーツパーク分が17億円、合わせて27億円程度です。それからまちづくり公社につきましては、組合の土地区画整理事業にかかる道路や公園の整備費の借入金です。いずれの借入金につきましても債務負担行為として市の予算に載っており、議会の審議に付しているものです。それから表の土地開発公社からフォレストみさくぼまでの4団体につきましては、市の出資割合が50%以上ということで議会報告が義務付けられておりますので、予算と決算についてそれぞれ議会報告しております。この数字は、今年度から財政健全化法で定められた将来負担比率を算定するための根拠となった借入金です。建設公社の説明は以上です。

織田村都市計画部長

都市計画部長の織田村です。私からは財団法人浜松まちづくり公社について説明したいと思えます。説明は主にまちづくり公社の今行っております事業の展開、そして最後に合併についてお話をしたいと思えます。

まず、まちづくり公社の設立の目的と経緯ですが、組合施行の区画整理事業の支援を行っていた浜松土地区画整理協会に対して平成14年に市から出捐をいたしまして、従来の都市整備事業の促進に加えて、市民主体のまちづくり活動の支援を行なうことを目的として、まちづくり公社という形でスタートしたものです。

財団の基本財産につきましては、主に区画整理協会として積み立ててきた3億円余と市の出捐金1億円です。

まちづくり公社の主な事業は、ここに掲げます三つです。一番目が組合区画整理支援事業で、各土地区画整理組合からの受託事業といたしまして、過去から56地区、現在もここに掲げてあります6地区の支援を行っております。二番目が市の機関でありますまちづくりセンターの指定管理業務で、中央一丁目にありますまちづくりセンターの施設管理を行なっている他、市内で活動するまちづくり団体の登録、あるいは啓発活動、まちづくりに関する住民の相談業務、勉強会などを行なっています。三番目が市民まちづくり支援事業で、これも浜松市からの受託事業です。主に住民協議条例などに基づきまして、地域住民による土地利用協議会の活動支援を行なっています。

19年度を例にとりまして、事業費の内訳を少し書いております。収入が4億円余あるわけですが、大半が土地区画整理組合からの受託収入で、これによって区画整理に関する諸々の業務を行ない、さらに公社を維持する諸々の経費を賄っているという構図になっております。その他、市からの受託事業がまちづくりセンターその他ありますが、これについては収支が均衡している状況です。受託事業の性質上、どれもそうなんですが、年度変わりに多くの未収金などが発生することがありますので、4億円弱の運転資金を繰越金として保有している状況です。収支均衡ですので、それぞれの期の繰越金がほぼ同じぐらいの額ということです。これは一般会計ですけれども、この他に先ほども少しお話に出ました32億円ほどの借入金の返済を特別会計で行なっています。これについては後で説明させていただきます。

貸借対照表ですが、資料にありますとおり、正味財産が9億円ほどあるわけですが、これは4億円余あります基本財産と、先ほど説明しました4億円の運転資金が主なものです。負債の欄には短期借入金と長期借入金を合わせまして36億4,600万円ございます。これが先ほどの説明にありました、実質は市の債務の肩代わり分ということになります。後でまた少し説明させていただきます。この分につきましては資産の項目に長期未収金として同額が計上されています。

次の正味財産内訳は、先ほど説明したとおりです。

まちづくり公社の借入金は先ほど19年度末の残高36億4,600万円と説明しましたが、これにつきましては過去に土地区画整理組合が行なった事業の中で整備をしまして公園、道路、水路などにつきまして、浜松市はこの整備費用を組合に補助することになっておりますけれども、財政的に余裕のなかった時にまちづくり公社が市に代わって金融機関から借入をして、組合に支払っていたものです。市の予算上は債務負担の限度額を設定した上で、金融機関に対して市が損失補償契約をしております。返済につきましては市とまちづくり公社の協定に基づいて、市からまちづくり公社への補助金という形で年々返済を行なっており、全体で80億円ぐらいあったわけですが、19年度末

の残高は36億5,000万円弱です。これらにつきましては現在新たな借入は行なっておりません。返済につきましては平成30年に終了する予定です。この借入金によりまして公共施設ができ、これは浜松市に帰属しておりますから、それ相応の効果をあげているおかげということですが、今の目で見ただけの場合、お金の流れとしては不明瞭だということもありますので、早期に解消する必要があるだろうと考えております。

組合の区画整理に関する支援事業ですが、基本的には組合という組織の運営受託をしており、事業における設計、工事などの技術的支援、移転交渉などにも関わっています。これと同様のところは民間のコンサルタント、あるいはデベロッパーが行なうことも可能で、実際に業務委託方式がありますが、行政と色々と緊密に連絡をとらなければいけないということ、あるいは地権者に対する信頼性などから、今はまちづくり公社がその業務を担うものとして各組合から選択されているという現状です。

組合施行による宅地供給型の区画整理につきましては、皆さんもご承知のとおり、一時期と比較するとかなり少なくなつてはきておまして、多くの事業が収束に向かっています。ただ、表に実線で書いてあるところが今の事業期間ですが、今後の見通しとしまして若干の事業延長をしながら事業収束に向かわせていく状況になっており、今後数年間においては現在展開中の事業の支援を継続的に行なっていく必要がある状況です。また浜松城公園北地区のように、これはコンコルドホテル前の交差点の改良を区画整理組合の施行事業と併せて行なっていますが、宅地供給型ではない新しいタイプの事業も出てきています。いずれにしてもこうした事業については縮小に向かっているおまじ、これに伴ってまちづくり公社としても、業務全体も展開としては縮小に向かっているということになるとは思います。

次に市民まちづくり支援事業です。組合の区画整理支援事業につきましては、まちづくり公社と組合との関係でやっているわけですが、市民まちづくり支援事業については、先ほども説明しましたように現在市からお願いをして、まちづくり公社に担っていただいている事業です。表の右側には行政として浜松市と書いてありますが、これまで都市計画につきましては市が住民の意向を汲みながら自ら立案をして実行していくことが基本でしたが、成熟化社会を迎え、価値観の多様化など色々なことを背景にいたしまして、住民、市民自らがまちづくりのルールをお決めいただいて、それに沿った都市づくりを進めていくことが非常に重要な事業になってまいりました。これまで市としましては先ほど申し上げましたとおり、まちづくりセンターによる啓発活動と住民協議条例に基づく活動の支援を2本立てにして、いずれもまちづくり公社は行政と市民との間に入る形での支援を行なってまいりましたけれども、まちづくりセンターの業務は21年度までを目処に廃止をいたしまして、まちづくり公社が直接市民の活動を支援する事業のみに絞ってやっいていこうと考えております。こうした活動につきましても当然市民が自らの負担で、まちづくり公社やあるいは民間のコンサルタントでもよろしいんですが、こういうところを使いながら実施していくことが基本になるかと思ひます。ただ、まだノウハウの蓄積が少ない現段階においては、市からある程度財政支援を行ひながら継続していく必要があると現在のところは考えています。

こうした事業の展望によりまして現在まちづくり公社が行なっている事業については将来、表のようにしたいと考えております。主たる事業であります組合区画整理支援事業を継続しながら、今後の新しいタイプの事業が開拓できるのかどうかということ、まちづくり公社の自主的な研究ということで考えていただひております。まちづくりセンターの指定管理業務については撤退をしまして、市民まちづくり支援事業は当面市からの受託事業として継続していきたくひと考えております。

従来まちづくり公社が行なっております事業に加えまして、まちづくり、都市整備に関わる業務で、まちづくり公社として建設公社から承継することがふさわしい事業につきましては、先ほど建設公社のところの説明がありましたとおり、「人、モノ、金」を一体として承継していくということで、基本的な協定を結びまして、現在協議を進めているところです。まちづくり公社についての説明は以上です。

鈴木財務部長

引き続きまして土地開発公社です。概要ですが、土地開発公社については市に代わって土地の先行取得を行なうことを目的として、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき昭和48年に設立されたものです。土地の取得に際しましては、必要な資金を土地開発公社が金融機関等から調達して、市の依頼に基づき、機動的かつ柔軟・迅速に用地を取得し、事業化が決定した時に市が簿価で買い戻すという仕組みで用地を取得しています。この方法につきましては、社会情勢等の変化により、先行取得の必要性は減少していると考えております。しかしながら用地買収のタイミングの関係、国・県の補助事業の採択待ちなどの面から、先行取得の役割が少しは残ると考えます。業務につきましては、土地の取得や維持管理については市の職員が兼務で行なっており、土地開発公社固有の職員はおりません。それから現在18年度から土地開発公社の経営健全化計画により、計画的に保有土地の縮減を進めているところです。

業務のやり方ですが、今も申し上げましたが、まず市からの土地の取得依頼によりまして、資金を金融機関から借り入れ、用地を先行取得します。利子分については累積利子が生じない形で、市から借入を受けてやっております。土地の処分につきましては事業化された時点で、所管課から元金と利子分を土地開発公社に用地買収ということで支払い、元金分は金融機関へ返済しまして、利子分は市へ返済してもらうシステムです。

保有土地の推移ですが、14年度の段階では266億円程度の土地がございましたが、順次削減を進めてまいりまして、16年度の時点では180億円程度に減りました。17年度の合併時に、天竜と浜北の部分が足されまして239億円にまた増えてしまい、その後も計画的に削減を進めてまいりまして、19年度の時点で204億円程度です。今年度末には183億円程度に減る見込みで計画を進めています。

土地開発公社の課題ですが、事業化が遅れて長期保有土地が増大している。借入金利が増加している。それから地価が下落しており、長期保有しておりますので、その分の逆ザヤの発生で、簿価204億円に対して推定時価が129億円ということで、現在63%程度になってしまっている。もう一つは社会状況の変化により、当初の取得目的が無くなり、事業化の見込みが立たなくなった土地が多く発生している。これらが大きな問題だということで、早期に処分を進めています。

資産のうち5年以上持っている土地の一覧表です。一番上が阿蔵山土地開発事業で、これは旧天竜市のものですが、昭和57年から構想がありまして、土地を取得したのが昭和59年、その後利子等がかさみ、33億6,400万円程度になっています。これにつきましては利子分だけで約12億円。約33億円のうち約12億円が累積利子分です。上から二番目は都田地区の小学校用地で、これはテクノポリスの関係の用地ですが、2万㎡ほど持っています。三番目が浜北新都市の関係の用地で、平成5年に取得したもので約40億円程度あります。以下四番目が半田の区画整理の関係の土地で、これも当初学校用地だと思いましたが現在では学校はもう考えずに運動広場で考えておりますが、約21億円、それから五番目のコミュニティセンター用地、これは佐鳴湖西岸の区画整理の中だと思ひ

ますが、その土地が約8億8,000万円。以下道路・街路、公園、その他の土地で37億程度。5年以上保有しているこれらの土地の合計は156億円程度、全体の保有土地の約77%です。このうち20年度では約20億円程度を処分する予定です。その下の完成土地につきましては、これは旧天竜市からの引継ぎですが、住宅団地の用地として1億2,000万円ほどあります。

次に所有地全体の簿価と時価の関係です。これは先ほどの長期保有の土地の資料と一部項目を合わせています。一番目の阿蔵山の用地につきましては、簿価は金額(A)欄にありますように33億7,600万円ですが、現在の時価は約11億円程度と考えておまして、33.5%です。以下記載のとおりで、全体の簿価は203億円程度ですが時価は128億円程度で、簿価と時価の差は75億円程度だと考えております。

このような状況、課題をどうしていくかということで経営健全化計画を立てております。現在の計画の目標は、18年度に240億円程度あった土地につきまして、5年間で約45%、107億円を削減し、22年度末には133億円にしたいというものです。これに加えて毎年度の財源調整の中で可能な場合は、追加で保有土地を削減していきたいと考えております。

その計画の中で新たな土地取得につきましては、事業の実効性、具体性を厳格にチェックして、買戻し時期を明示し、原則2年以内として保有土地の総額を抑制していく。それから事業化が困難な事業用地は他の公共用地への転換や、市が再取得して利活用が不可能なときは市の普通財産として処分していきたいと考えております。

最後に土地開発公社の今後の方向性です。先ほど会長からも意見がありましたように、国・県補助事業による買い取りが確実なもの、必ず買い取られるものに限って取得してくというものです。かつ2年以内に必ず市が再取得する条件をつけて土地を取得していくことにしていきたいと考えております。二点目ですが、健全化の計画により、22年度までに保有土地をなるべく少なくしてまいります。その後、土地取得財源や今後の公共用地の先行取得の方法等を検討しながら土地開発公社の廃止に向けて進めていきたいということです。財源につきましては107億円を削減いたしましても、100億円以上の財源が必要となります。その財源の目処も立てなければなりませんので、その後に土地開発公社の廃止に向けていきたいということです。説明は以上です。

鈴木会長

どうもありがとうございました。建設公社、まちづくり公社、土地開発公社の3つについて、それぞれ統合の問題や現状など色々お話がありましたけど、委員の皆さんから質問をどうぞ。

岡崎委員

初めに、建設公社とまちづくり公社と土地開発公社の3つを2つにするという話なんですけど、先ほどのテクノもそうなんですけど、ただ単に3つを2つに引き継ぐというだけでは全く意味のない話です。第一に建設公社は一旦まず清算する。それで清算した中で必要なものがあれば土地開発公社なりまちづくり公社がその事業を受け入れるということでないといけません。今、色々説明をお聞きすると、全て引き継ぐという形で、先ほど会長が言ったようになにか看板を変えるだけではないのかと思ってしまうので、まずは建設公社を清算し、清算した中で本当に必要だと思われるものを引き継ぐということでお考えになっていただきたいと思います。

建設公社の資料で7ページを見ていただきたいんですが、建設公社が今持っている駅前広場を

まちづくり公社に引き継ぎますとあるんです。資料では建設公社が持っている地上設備は約1,700㎡あるんですけど、この他エスカレーターやエレベーターは市で持っていて約4,700㎡あります。市が約3分の2、建設公社が約3分の1と、市と建設公社の2つに分かれて持っているんです。それで地下施設は、建設公社が持っている約230㎡の他に市がトイレですとか色々なもの約3,000㎡を持っていますから、地下施設として建設公社が持っているのは約15分の1なんです。ですから一つの駅前広場を市と建設公社がお互いに持っているんですね。これをまたまちづくり公社に引き継ぐって言うんですけれども、先ほどフォルテのときは建物と土地を複雑化しないで一緒にシンプルにやるんだと話しながら、こちらは地下施設も地上施設も相変わらずまちづくり公社と市の二者で持つということで非常に複雑にしています。一方では土地、建物は一体にしないとうまくいかないと話しながら、もう一方では相変わらず二つに分けて引き継ぐということで、理由は何ですかって言うと、施設は道路占用にあたるため、公共団体であるまちづくり公社に引き継ぐと、市が取得した場合、直営管理となるため、市の経費が増えるということですね。これ、どちらがやっても経費は同じですし、逆にコストじゃなくて、効率とか管理の面で言えば、二つに分けるよりは一つで管理したほうが、よほど効率は良いですよ。ですからこの理由、市が取得した場合、直営になると経費が増えるという理由は無いと思います。基本的に、まず建設公社を解散するんだと。その中で要らないものは全部捨ててしまって、本当に必要なものだけを引き継ぐという観点から、ぜひ、今私が今申し上げた駅前広場の管理を二つの団体が分けて引き受けなければならない理由をお聞かせいただきたいと思います。

鈴木財務部長

お答えいたします。駅前広場の施設につきまして、建設公社が管理するようになった経緯ですけれども、昭和54年に市と当時の国鉄、遠鉄で構成された浜松駅前のバス利用協議会の中で、駅前広場は区画整理により整備された公共施設であるため、バス事業用施設の建設と駅前広場全般の管理運営は公的団体でやるほうが良いのではないかと決まりました。当時、浜松市の外郭団体である建設公社が施設を整備し、バス事業者に貸して、施設全般についても建設公社が管理運営をすることになりました。その後、建設公社が良好な管理運営を行なっています。

仮に浜松市が建設公社からこの施設を取得し、管理運営をした場合、一点は市が取得したら今の財源の問題もあります。それから業務的にも管理運営というのは増えますし、経費的な面からも少し増になるのではないかと考えています。もう一点、今後まちづくり公社へ移る時の現在の建設公社の職員の雇用の問題もありますので、統合に際してはこの施設をまちづくり公社が引き継ぐという方向で調整を進めていきます。

鈴木会長

今の答弁を聞いていて、岡崎委員の質問に全然答えていないのではないかと私は思うんだけど、一つの施設を市と建設公社なりまちづくり公社なりが2つに分かれて管理をしていることが理解できないから、それを一本化すべきではないですかと岡崎委員は言っているわけですね。引き継いで市の職員は云々ということではないので、だからやはり一緒にするについては、「人、モノ、金」を全部明確にしないからそういう問題が出てくるんですよ。エスカレーターは市が管理して、エレベーターは例えばまちづくり公社がやるというようなことは必要ないのではないですかというのが岡崎委員の指摘です。理由がないのなら全部一緒にしてまとめたらどうですかと。今、駅前広場の施設ができた時

のいきさつの話がありましたけど、いきさつはそれとして、今どうするかということであって、合併させるというのはあなたの方の提案でしょう。「人、モノ、金」を明確にしないから、ツギハギだらけでボロが出てくるんですよ。

中山委員

今の問題に関連するんですけど、資料3ページの職員数の推移で、19年度末が24人で、合併時の22年は17人とありますけど、ここで7人減るわけですね。これは定年で退職するんですか。それとも何か特別な理由ですか。

建設公社藤田理事長

建設公社の藤田です。これは定年で職員が退職しまして、自然減という形です。

中山委員

ということは定年以外の人はそのまま17人として残りますと言っているわけですね。

建設公社藤田理事長

そうです。今まで勸奨退職でやってきましたので、ここまでの人数については定年退職でということです。

中山委員

そうするとその次のページの資料(P.4)で17人の内訳が載っていますが、一番多いのが市営住宅管理事業でこれが6.5人ですね。今までこれ以上に相当人工がかかっていたものを、変わりますよということで6.5人にしたんですか。

建設公社藤田理事長

この17名は正規職員、プロパーの職員です。現在、実際にはプロパー職員が23名おりますが、資料の1から9までの業務を行なうにつきましては全体で52名でやっています。プロパー以外の職員については、嘱託、契約社員、シルバー人材センターなどの職員を使っています。現在のプロパー職員は23名ですが、職員全体では52人の体制です。

中山委員

ですから先ほどから言われているように、真に必要な事業と、職員が必要なのか、外部へ出すのがいいのか、もしもそういうことがあったら外へ全部出せれるならもっと人数が少なくてもすむのではないかというのが岡崎さんの意見ですし、我々もこの辺で本当に仕事が必要かどうかをよく吟味してもらいたいと思います。人が必要かということでは、24人から17人へ減るのは全部定年退職だけということですから、あえてそれをまちづくり公社に全部すぐ引き継ぐのは、先ほどのテクノと地場産センターの問題も、根っこは全て同じであるということを少し言わせていただきたいと思います。

伊藤会長代行

質問ですが、建設公社の正味財産が今マイナス2.7億円(資料P.6)でこれを処理しなければいけないということですが、資産にある土地7.6億円は簿価ですね。時価との差はありますか。

鈴木財務部長

時価との差は現在3.6億円程度あると考えております。

伊藤会長代行

それでは土地の時価は4億円ですね。要するに7.6億円は処分をして売却に努めるということですけど、売却すると3.6億円の赤字が出てしまうわけですね。

鈴木財務部長

はい。そうです。

伊藤会長代行

正味財産は実際には無いということですね。資料には売却の努力はするが、最後は土地開発公社が簿価で買いますと書いてあるんですよ。土地開発公社が含み損を持ったまま買うと、そこがよく分からないんですよ。何で簿価なのか。この資料でいきますと、売る努力はしますけど時価でなければ外部には売れないわけですから、その土地が7.6億円と計上してあるということは、土地開発公社が全部簿価で買い取りますよと書いてあるように見えるんです。そのあたり情報の出し方、書き方が違っていませんかというのが一点、もう一点はもし土地が売れ残って公社同士が売買する場合に、時価ではなくて、なぜ約4割以上の含み損を持ったまま簿価でやり取りするのか。それで問題は無いんですか。何を根拠にして簿価で売買するんですか。常識的には理解できないんですが、いかがでしょうか。

鈴木財務部長

説明させていただきます。この用地は資料にも記載がありますように、浜松市からの公共用地の取得依頼ということで、簿価7.6億円のうち主に北寺島町の土地が7.1億円を占めるんですが、これらの土地につきましては土地区画整理事業ということで、浜松市から建設公社に取得依頼があり、言ってみれば土地開発公社と同じような方式で市が取得依頼をしたものですので、その土地については土地開発公社と同じような形で、市が簿価で買い取ることも考えられるのではないかと記載したものです。

伊藤会長代行

どちらにしても、最後は市の依頼だから最後は市が損を出さなくてははいけない。市民の税金で損を出すわけです。解散するんですから、私はやはりこのタイミングでやるべきだと思う。含み損を持ったまま組織が変わって、何か隠しているように見えてしまうんですね。市から頼まれたから市が簿価で買い取りますというならまだ話が分かるけど、別の公社が買うのに時価ではなくて簿価で買うという根拠が分からない。

鈴木財務部長

委員がおっしゃるようなことも十分私どもも考えておりまして、清算にあたって簿価と時価の差を埋めるということだと、一時的に負担も増えてまいります。

伊藤会長代行

どこかで最後は見なければいけないんですから、このタイミングでちゃんと説明をして、解散にあたってそういう損も出ていますという説明、情報公開をやはりするべきだと思う。そうでないと、そのまま行ったら今言われたように7.6億円のうち約3億6,000万円の損が出ていて、そのまま引継ぎですと何か隣へ渡してしまう感じなんです。

鈴木会長

今、幽霊みたいに52人という数字が出てきました。中山委員が質問したように、24人が17人になるのではなく、まだ52人いるわけですよ。それで今の伊藤委員の質問の意味は、2.7億円くらいの正味資産のマイナスで何とかくっつけられそうだと理解していたんですけど、やはり3.6億円と出てくると大きくなるんですね。勉強会の時にも申し上げたように、正しいことを正しく発表するのが情報公開なんです。これは皆さんがおやりになった問題ではなく、過去の累積です。だから今の人に責任は無いわけですよ。積み重ねた結果がこうなりました。現状はこうなっています。だからそれを合併するとこれだけの損が出ます。帳簿上はマイナス2.7億円だけれども、含み損が3.6億円ありますから、6.3億円になります。岡崎委員が、一旦くっつけるのではなく清算しなさいと言ったのはそのことなんです。皆さん、事実が一番強いんですよ。だから事実を公開して、過去の積み重ねの中でこういうマイナスがあったからそれを清算してこうしますと言うべきです。

阿蔵山の土地も二十何億円の含み損があるとおっしゃるけど、その土地の19年度の固定資産税の評価額を割り戻して時価を計算しているということなんですけど、そんな価格であそこが処分できるわけがないんですから。現実の含み損は30億円ですとおっしゃればいいんですけど、全部隠されるというか表へ出てこない。だから聞いている人は何を言っているんだ、どこで52人が出てきたのか、どこで3.6億円が出てきたのかということになる。私が先ほどから言っているように、情報公開ということは、そういうものを清算する場合には「人、モノ、金」の真実を全部表面へ出して、そして「市が買えって言ったから建設公社が買った」とか云々言っても、市も建設公社も開発公社も一緒なんですよ。そうでしょ。税金で支払われるという意味では一緒なんだから。市民の皆さんは、開発公社が払ったのは俺の納めた税金じゃなくて、市から出た分が俺の納めた税金だとは思っていないですよ。全て市民が払った税金ですからね。だからもっと正しく清く真実を出してもらわないと。これから合併がずっと続いていくんですけど、目的を終えて整理、統合になるのはそれでいいではないですか。それから過去の積み重ねで出てきた損失の処理は、今やるしかないではないですか。もっと真実を述べてくださいよ。勉強会をしても、今度は審議会の公開の席でやるから真実が出てくるかと思ったらなかなか出てこない。これでは、言葉は悪いけどだまし続けて欲しいのということになってしまう。それはダメですよ。積み重ねの結果で皆さんに責任があるわけではないんだから。これからどうするかってことでしょう。

中山委員

今の問題に関連するんですけど、例えば今これらの土地を土地開発公社に移管するとした場合には、議会は通るんですか。議員の方はこれを知っていますか。

鈴木財務部長

土地開発公社が土地を取得する場合は議会を通ります。議会に報告をいたします。

中山委員

今の北寺島町の土地を建設公社で買ったときには(議会を)通っていますか。

鈴木財務部長

建設公社が土地を取得した時は議会を通過していませんが、建設公社の事業報告は議会で報告しています。これを取得した時の建設公社の事業報告で、予算、決算を報告する際に議会で説明しております。

中山委員

そうすると建設公社については議会でも全部承認済みだということですね。後で出てきますけど、土地開発公社の場合は議会を通さずに土地を先行取得していくということですか。

鈴木財務部長

そういうことはありません。議会にも説明しております。

中山委員

そうすると議会には全部説明されているわけですね。議員の方はこれを全部分かっていますね。

鈴木財務部長

分かっていることになります。

中山委員

分かってますね。

鈴木財務部長

はい。

鈴木会長

岡崎委員の指摘は、きちんと清算して、損を出すものは出して、きちんとした上でくっつけなさいという意見ですね。その意見とはどういうことかという、うやむやにされてしまって何と何をくっつけたのか分からないようになるから明確にしろということですよ。そうすると数字も真実の数字をちゃんと出してもらわないと、どういう合併になるかが全然掴めないということだと思っ

しゃるようなやり方でやるべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

高柳委員

こういう時代ですから変化が激しいですね。ご存知のようにアメリカのGM(ゼネラルモーターズ)がぐらついておかしいぞという話になっているし、サブプライムの問題だってまだまだ世界中ガタガタしているのは、はっきりしないからですね。損が確定できないから、どこまでどうなるか分からないから、世界中がガタガタしている。こういう問題は責任を問うわけではないんですから、その頃の膿みを出しておいて、次のスタートの時には足を引っ張られないでまともな計画を立てるのが最も適切だと思うんです。何かスタートしようと思う時に前のがポコッと出てくると、何なんだっていう話になります。そうすると結果としては市民を欺くことになります。ですから、評価を下げるならどんどん下げて、損失を吐き出してしまおう。そのほうが優良な市の経営だと理解しないと全くまずいと思います。

話が飛ぶようですが、まちづくり公社がないと困るのか。なくなってしまったらどうするのか。なくて困るのかといえ少しい間はあってもいいけど、あと20年もある必要はないと答えが出ますよね。私はそう処理をしていかないと、くだらない荷ばかり背負ってしまって、ニッチもサッチもいかないというのが役人の世界になる感じがするんです。そんなグダグダしたところへ優秀な人は来ませんよ。やはり行革審が言っているのは実はそこで、無駄な仕事を切って、人を減らしてその分だけ給料を上げて、成果が良ければ賞与は4点何ヶ月なんてせこいことを言わなくても5ヶ月でも6ヶ月でもいいですよという雰囲気を作っていないと、役所としての機能を果たせなくなるのではないかと心配しているんです。

ですからここで本当の姿を出さないといけないと思います。最終段階の整理ではどうしますかと行革審でも問いかけているわけです。私は、やはり会長含めて委員全員が心配して必死になって言っているのはそういうことだと思います。だから極めて明るく善意に解釈してやってもらいたい。隠すのはよくないですね。ロクなことがないですよ。

鈴木会長

先ほど話がありましたね。借入は5,400億円だとばかり思っていたら実は5,400億円ではなくて、公社の借りてる分が含まれていなかったものだから、5,800億円になるんですね。それはどういうことかといったら、公社が借りて、その公社が返済する元利金を一般会計から毎年出している。そして金融機関へ返しているわけでしょう。そうではないですか。

鈴木財務部長

土地開発公社の225億円については土地の含み損の問題もありますが、事業化して土地が売れた場合はそれを返済していくということですので、その分について全部市が補填しているということではありません。

鈴木会長

では赤字が出ている場合はどうしているんですか。毎年返済しているわけでしょう。

鈴木財務部長

例えば土地開発公社、建設公社等につきましては、含み損の問題がありますが、土地が売れた場合はその分を金融機関に返しております。

鈴木会長

いや、だからそれは土地を売った場合には資金繰り上、公社が返せるものは返していくということだけど、最終的には市が全部尻拭いすることになるわけでしょう。

鈴木財務部長

それで今この減額を進めておりまして、この分を少なくしていきたい。もしこの時点でその全部が焦げ付いてしまった場合には、市が面倒を見なければならなくなります。

鈴木会長

だから、借入はあくまでも5,800億円ということでしょう。市民の皆さんには5,400億円だと言っていただけ、実際に今日示された資料では5,800億円あるわけでしょう。

鈴木財務部長

外郭団体含めるとそういうことです。

鈴木会長

そういうことだね。だから何を含めるとか何を除外するとか言ったって、市民の税金でコントロールしているわけですから、あれを除くあれを加えるではなしに、トータルで物を言わなければいけないということ。そういうことで今度ようやくこの間の勉強会で5,800億だということが分かったわけですよ。

やはり真実をきちんとしていくということが必要ではないでしょうかね。私は途中で非常に不愉快になったんですけども、三公社の合併はまず一つずつ全部清算して、「人、モノ、金」を明確にした上でやるべきだと私は思います。

4 閉 会

鈴木会長

では、今日は少し尻切れトンボになって消化不良のまま終わりますが、これから外郭団体の審議に入っていくわけです。全く同じことを繰り返すのであれば、もうやらないほうが良いと思う。だからそういう点で、真実をきちんと公開していただいて、これからどうするかということをやはり審議しましょうよ。今までの赤字があった。仕方がないということはこれで済ませて、次どうするのかということです。皆さんも情報公開で真実を出してください。

今日はこれで終わりますか。

外郭団体全般について、設立の時期とは随分変わって変化してきたんですね。だから転換期に

来ていることは事実ですから、それを現状でどのように変えて活かしていくか。取捨選択をやらなくてはいけないということで、現在の組織の現状維持を前提とした改革はダメだということなんですね。これはご承知のとおりです。だからそれぞれの団体に任せておいて良いかどうかということは問題ですから、これをどう改善するかという提案を、思い切って出していただくことでやりたいと思います。その辺をご協力いただくと同時に、ご理解をお願いしたいと思います。

事務局長

時間もちょうど目一杯ですが、事務局から事務連絡をさせていただきます。

次回の第5回審議会は10月13日月曜日、体育の日になりますけれども午前9時から、同じ場所、この浜松商工会議所マイカホールで行ないます。

本日の議題については最後少し尻切れトンボになったような感じもありますが、それも併せまして、また委員からも市からもお話をいただきながら進めてまいりたいと思います。13日で全ての外郭団体について一応終了する形をとっていきたいと思いますので、資料提出もよろしくお願いいたします。次回も今回同様に公開で開催いたしますので、傍聴の方々もぜひお越しいただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以上により12:29閉会

議事録署名人